

第十四編 俸給生活者問題

概 説

本編に於ては、大體、會社員、學校教員、官公吏員等、主として俸給によつて衣食する者、所謂中間階級者を其の對象としたのである。

大正十一年度に於ける俸給生活者の状態は、財界が昨年來の不況を繼續し、否な尙ほ一層の行詰りの状態を呈して、銀行會社の極端なる事業緊縮、政府の行政整理、市町村團體及び私團體が各方面に行つた財政的緊縮が行はれ、其の結果として、俸給生活者の失業てふ姿となつて現はれたのである。殊に軍縮の影響は未だ會て接したる經驗を我々の有せざる失職の事實を陸海軍の將官連にまで及ぼしたのである。

斯かる失職の事實に脅かされ、就職難の状況に接せしめられた俸給生活者が、其の平常の不安なる待遇に對する改善運動を起

し得ざるは、寧ろ當然の數である。否な當面の失職の脅威に對してさへ對失職運動を起し來らざるは、俸給生活者てふ中間的知識的階級の本質に相應せる當然の事柄であるのかも知れない。

教員の方面を見るに、本年度は各種學校の増設を見、教育てふものゝ性質が、營利會社のそれとは差違あることが、教員の需要を增高せしめ、其の待遇は少しづつ改善せられて來た。しかし絶對的の意味に於て教員の待遇が改善せられたと云はんよりも、寧ろ相對的の意味に於て彼等の位置が安固になつたのである。此の状態に置かれて教員が會て財界好況に際し教育界の逸足が財界に馳つた時代に見た様な運動が殆んど屏息し去ることも、決して怪しむ譯には行かぬと思ふ。

然るに官公吏員の状態を見るに、其の待遇状態は依然として舊の如くである。而し

て其の職分の體面上、其の状態に安んじてゐなくてはならぬものである。然しながら彼等の間にこそ轉機を望む何物かある様に見える。將官連を先頭とする恩給増額運動、警察官共濟組合、夫等は一見大した現象ではない。けれども夫等の小現象を生み出した奥に存する時代の歩みを我々は忘れ去る譯には行かぬのである。

大正十一年度の俸給生活者問題の中堅は、會社員よりも、教員よりも、此の官公吏員であつたといふことを見るのである。而して此の傾向が俸給生活者問題の將來をも決定するものではあるまいか。

第一 俸給生活者一般

俸給生活者なるものが、已に種々雑多の種類を含み、従つて夫々相異なる利害關係に立てるものがあるから、俸給生活者全體に通じた問題、而してそれを根柢とした社會運動の如きものは、考ふるべく極めて困難な状態に置かれてゐる。従つて俸給生活者一般てふ問題は甚だ空虚なものとなるこ

とを免れ得ぬのは、止むを得ない事と云は 活者の問題は、或は會社員問題とし、或は とが無いではない。而して其の考へ方の正ねばならぬ。故に俸給生活者の問題と云へ 教員問題とし、或は官公吏員問題として、始 否は暫く別として、兎に角、それに就いてば、それは比較的共通の利害關係に立脚せ めて其處に具象性を帯ぶるものと信ずるの 一瞥することゝしよう。

る同種の方面に屬する俸給生活者の各部分 である。

部分に於てこそ始めて、之に接し得る譯で 然かし此處に俸給生活者といふものを一

あると考へる。斯くて我々は、此の俸給生 團として考へたる觀方と、一種の社會運動

一 俸給生活者狀態

1 俸給生活者の生活費

俸給者生活費調査(東京地方)

(大正十一年十月調査 S・M・U 機關雜誌「俸給者」所載)

費目	區別		臨時	同上	同上	同上
	下宿生活者	夫婦者				
家賃	二五・〇〇	二五・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
米代	八・五〇	八・五〇	五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇
副食	三五・〇〇	二五・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
薪炭	八・二〇	八・二〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇
居住費	二・二〇	二・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
嗜好費	四・五〇	八・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
被服費	二・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
交際費	二・〇〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
教育費	二・〇〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
修養費	五・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇
交通費	三・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇
備品費	二・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇
娛樂費	三・五〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇
給料	一	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇

晝食を含ます

砂糖、鹽漬物其他一切
野菜魚類肉類味噌醬油
焚付其他
木炭石炭コークス瓦斯
税金衛生費電燈瓦斯

下駄靴洗濯賃等一切
和洋服シャツカラ帽子
通信贈答等

新聞雜誌書籍講習會費
電車車賃
什器器具

會費旅費其他
臨時雇入又は下女

保險料及貯蓄	生命動産火災等	3,000
醫療費	2,000	
主人諸費	15,500	
雜費	2,300	
合計	24,800	

2 俸給生活者の住宅費 (大正十年十一月現在協調會調査)

調査戸數	収入世帯人員	室數	疊數	家賃	敷金	造作	家賃ノ疊	一人當	収入對家賃	敷金對造作
500圓迄	45,432	2,044	13,322	5,844	6,000	1,933	0,444	3,9	12,84%	13,81%
1000圓迄	78,655	3,333	15,522	10,711	14,944	6,033	0,700	4,2	13,63%	13,55%
1500圓迄	124,000	4,422	19,666	16,233	23,766	2,822	0,833	4,4	13,06%	14,47%
2000圓迄	176,666	5,555	22,777	18,811	24,555	0,322	0,877	4,3	10,67%	13,35%
2500圓迄	236,299	4,999	23,333	27,933	37,577	—	1,200	4,8	12,82%	18,10%
3000圓迄	291,666	4,000	30,000	30,000	42,666	—	1,400	5,0	14,40%	23,63%
平均	480	3,6	16,9	22,87	18,38	4,36	0,76	4,3	13,98%	14,27%

尙ほ調査中より収入對家賃の百分率のみを各地方によつて抽出すれば

地方別	調査戸數	収入世帯人員	室數	疊數	家賃	敷金	造作	家賃ノ疊	一人當	収入對家賃	敷金對造作
東 北 地 方	9,333	3,333	2,044	13,322	5,844	6,000	1,933	0,444	3,9	12,84%	13,81%
東 京 地 方	9,333	3,333	2,044	13,322	5,844	6,000	1,933	0,444	3,9	12,84%	13,81%
名 古 屋 地 方	9,000	3,333	2,044	13,322	5,844	6,000	1,933	0,444	3,9	12,84%	13,81%
大 阪 地 方	13,100	4,422	19,666	16,233	23,766	2,822	0,877	4,3	10,67%	13,35%	
中 國 地 方	13,555	4,999	23,333	27,933	37,577	—	1,200	4,8	12,82%	18,10%	
九 州 地 方	14,333	5,555	23,333	30,000	42,666	—	1,400	5,0	14,40%	23,63%	
平均	480	3,6	16,9	22,87	18,38	4,36	0,76	4,3	13,98%	14,27%	

俸給生活者問題

二 俸給生活者運動

俸給生活者全體の組合運動としては、大正十一年に於て何等見るべきものがなかつた。

唯だ俸給者組合S・M・Uが四月一日に東京市外王子にS・M・U實費診療所を開設し、且つ八月より月刊機關雜誌「俸給者」を發刊した位のもものが僅かに記するに足りるものである。

第二 會社員問題

一 會社員狀態

1 待遇狀態

俸給生活者中私營の會社銀行に奉職する所謂會社員の待遇狀態は從來各會社各銀行毎に殆んど異つて居り、其上に種々の複雑なるボーナス制度や秘密主義のために、大體如何なる狀況にあるかを知ることとは勿論 一會社銀行に就いても正確なる實情を知るに困難であつた。然るに此二三年來、此

の秘密主義が漸く排除せられ、待遇狀態が徐々に公開せられるに至つた。此のことは四圍の事情が止むを得ざるに至つた結果ではあらうが、甚だ喜ぶ可き現象であると云ふ外ない。其結果は遠からず會社銀行員の待遇が平均するに至るであらう。

本行はれた會社員待遇狀態調査に主なるものが二つある。

俸給者組合S・M・Uの調査（「俸給者」十月號）
大阪府社會部の學校出身者待遇調査（七月）
今左に、其の結果の概要を掲げよう。

一 三菱直系諸會社の社員待遇狀態

(S・M・U調査)

(イ) 給料

甲 初給

〔事務員〕

帝大(法經)高商專攻部 月給 八十圓

東京神戸高商 七十圓

其他の高商、早大、慶大 六十五圓

其他の専門學校 五十一—五十五圓

甲種商業學校 三十五圓

中學校、高等女學校 三十圓

〔技術員〕

帝大(工、理、農、藥) 月給 百圓

高工、早大理工科、明治専門 八十圓

甲種工業學校 三十五圓
乙 昇給

一年乃至一年半に五圓乃至十五圓昇給 百廿圓位からは十圓乃至廿圓、百人十圓位からは廿圓乃至卅圓昇給するが、其据置期間は一年乃至一年半となる。

(ロ) 賞與

支給期

甲 普通賞與

正員 〔參〕 事 月給二ヶ月半分
普通正員 月給二ヶ月分

准員 月給一ヶ月半分

但其期の缺勤日数が七日を超えると、月給及超過日數に應じ減額する。

乙 特別賞與

參 事 會社内における地位及事業の成否に依つて著しく増減あり普通

正員に比すれば可なり相違がある。昨年及今年あたりは月給四百圓位の者が二千圓位である。

普通正員 一ヶ月以上三ヶ月位
准員 一ヶ月前後
但し勤續一ヶ年未滿のものには特別賞與なし

(ハ) 住宅補助金

住宅の便を受けない社員には住宅補助金を支給する

參 事 月給額に應じ四十圓—百圓迄

其他の者 五圓—十二圓迄

(ニ) 缺勤の場合の取扱方

病氣缺勤の場合、左の限度までは給料を差引かない

正員 百五十日
 勤続一年以上の准員 百二十日
 同未滿の准員 六十日
 正員 七 日
 事故缺勤の場合(一ヶ月内)

准員 五日
 兵事缺勤の場合、服務期間中現役は本給の四分の一、其他は二分の一を支給し且往復旅費を給與す
 (ホ) 休暇
 正員は毎年二週間、准員は十日、但し前年の缺勤日数が正員十四日准員十日を超過す

るときは超過日数十日迄毎に休暇日数一日を差引く、兵事缺勤は此場合二日を一日として計算す
 (一) 退職手當及年金
 (甲) 退職手當
 (乙) 退職の場合には左の退職手當を支給する

勤続年數	正員	退職當時の月給二ヶ月分	准員	十八年	同	百六ヶ月分	四十二ヶ月分
一年	同	四ヶ月分	一ヶ月分	十九年	同	百十八ヶ月分	四十六ヶ月分
二年	同	六ヶ月分	二ヶ月分	二十年	同	百三十ヶ月分	五十ヶ月分
三年	同	八ヶ月分	三ヶ月分	二十一年	同	百四十二ヶ月分	五十三ヶ月分
四年	同	十ヶ月分	四ヶ月分	二十二年	同	百五十四ヶ月分	五十六ヶ月分
五年	同	十二ヶ月分	五ヶ月分	二十三年	同	百六十六ヶ月分	五十九ヶ月分
六年	同	十四ヶ月分	七ヶ月分	二十四年	同	百七十八ヶ月分	六十二ヶ月分
七年	同	十六ヶ月分	九ヶ月分	二十五年	同	百九十ヶ月分	六十五ヶ月分
八年	同	十八ヶ月分	十一ヶ月分	二十六年	同	百九十八ヶ月分	六十七ヶ月分
九年	同	二十ヶ月分	十三ヶ月分	二十七年	同	二百六ヶ月分	六十九ヶ月分
十年	同	二十二ヶ月分	十五ヶ月分	二十八年	同	二百十四ヶ月分	七十一ヶ月分
十一年	同	二十四ヶ月分	十八ヶ月分	二十九年	同	二百二十二ヶ月分	七十三ヶ月分
十二年	同	二十六ヶ月分	二十ヶ月分	三十年	同	二百三十ヶ月分	七十五ヶ月分
十三年	同	二十八ヶ月分	二十四ヶ月分	三十一年	同	二百三十三ヶ月分	七十七ヶ月分
十四年	同	三十ヶ月分	二十七ヶ月分	三十二年	同	二百三十九ヶ月分	七十九ヶ月分
十五年	同	三十二ヶ月分	三十ヶ月分	三十三年	同	二百四十五ヶ月分	八十一ヶ月分
十六年	同	三十四ヶ月分	三十四ヶ月分	三十四年	同	二百五十一ヶ月分	八十三ヶ月分
十七年	同	三十六ヶ月分	三十八ヶ月分	三十五年以上同	同	二百五十七ヶ月分	八十五ヶ月分

勤続年數の計算に於て、六ヶ月以上の端數は之を一年と算へる、非職及待命中の期間は勤続年數中に算入しない准員から正員に昇格した者の、准員たりし時の勤続年數は

二年を以て一年に算へる、但かくして算出したる退職手當が給料と勤続年數とを同じくする准員手當より少ない場合には本人の利益の方に決定する

(二) 自己退職の場合、退職手當は前記の中額とする、但待命中の者又は定限年齢(五十五歳)に達した者若しくは勤続二十五年を越えたる者は此の限りでない

(三) 勤績に忠實ならず、又は不正行爲に因り退職する場合には手當を支給せず
 (四) 特に功勞ある者には特別の増額をすることがある
 (五) 在職中死亡したる場合には、前各項によつて決定した金額を遺族に支給する

(乙) 年金

(一) 勤續二十五年を超えた者が退職又は死亡する場合には、退職手當の外に、正員には退職又は死亡當時の給料年額の四分の一、准員には同五分の一の年金を支給する
 (二) 業務上傷病の爲めに退職する場合には、退職手當、年金の外に退職當時の給料年額の五分の一に該當する金額を終身年金と定め之を年金價格表に照し、其年金現價を一時に支給する
 (三) 職務の爲め死亡したときは、前項の金額を遺族に支給する
 (四) 傷病死亡が本人の重大なる過失に基づく場合は前二項の給與を爲さない

二 明治生命保險會社の社員待遇状態 (S・M・U調査)

(イ) 給料

(甲) 初給

〔事務員〕
 帝大、商大、慶大 月給 六十圓
 神戸、東京高商 月給 五十五圓
 早稲田大學 月給 五十圓
 其他の専門學校 月給 四十五圓—四十圓

甲種商業學校 月給 三十五圓—三十圓
 慶應義塾商業夜學校及之と同等以上の夜學校 月給 二十七圓—三十圓
 中等教育を受けたる婦人タイピスト 月給 二十八圓—三十圓
 タイピスト以外の女事務員 日給 八十錢

〔醫師〕

醫專出身者 月給 八十圓位
 尙醫師は診査一件に付診査料五十錢を給せらる

(乙) 昇給

月給百二十圓乃至四十圓までは五圓乃至十圓まで、四十圓未滿の者は二圓乃至十圓まで、月給百二十圓以上は五圓乃至二十圓まで其の期間は一ヶ年より三ヶ年にて其邊の所は重役の一存にあり

(ロ) 賞與

支給期 六月に給料一ヶ月分(増減なし)
 十二月に四ヶ月分を限度として給せられ、勤務振缺勤の如何により減額さる

(ハ) 晝食手當

毎月平均一人に付五圓以上を支給してゐる但し金を支給する譯でない一食十錢を各員の負擔其他は會社の補助

三 大阪に於る學校出身者待遇及年齢状態

(大阪府社會部調査)

俸給

中等學校以上帝大出身までの各階級で商事會社と銀行へ勤務せるもの、俸給は、
 帝大出身者 は四十八人中六十圓から七十圓迄の初任級七人、累進して九十圓から百圓迄のもの十人、それからズツと二百圓以上のものになると僅か七人。

高等専門出 は二百三十七人中初任の五十圓未滿が九人、百圓から百三十圓迄が四十九人、百五十圓から百八十圓迄が八人、二百圓以上になると之も最少數の十人。

中等學校出 は百一人中の最高級は百六十圓から百八十圓迄でタツタ三人しか見當らない。
 中等専門出 は二百卅人中五十圓未滿が百廿五名、百圓以上百三十圓迄が九人といふ現状である。

帝大出身四十八人中の最多數は百圓未滿で總數の二割弱、高等専門出は百圓から百三十圓迄が四十九人で總數の二割強を占めて帝大よりは上成績、中等學校出は六十圓から七十圓迄が最も多い割を示してゐる。

△次に工業方面への勤務者を見ると、帝大出身者 百八十六人中最低の五十圓未滿五人、百圓から百三十圓迄二十九人、二百圓以上四十七人で最多數を占めてゐる。
 高等専門出 四百八十二人中最低五十圓未滿五十人、八十圓以上九十圓迄九十九人、百圓以上百三十圓迄九十二人で最多數、二百圓以上に

なると十八人しかない。

中等學校出 八百四十人中五十圓から六十圓迄が百八十六人で最多數、次は六十圓から七十圓迄の百四十九人、最高の二百圓以上は之も十人しかない。

中等專門出 六百十九人中五十圓から六十圓迄の百十八人が最も多數、二百圓以上は僅か二人である。

之にをよると帝大出身は二百圓以上四十七人で總數の二割五分を占め、高等專門出は百圓から百三十圓見當が大部分、中等學校出は五十圓から六十圓迄が大多數を占めてゐる。

年齢

帝大出身者 は二十五歳から三十歳迄六十一人、三十歳から三十五歳迄七十七人、三十五歳から四十歳迄五十三人、四十歳から四十五歳迄二十七人、四十五歳以上十一人で二百圓以上の俸給者は何れも四十五歳以上の者に限られてゐる。又五十圓未満は廿五歳から三十歳迄に五人、二十五歳以下に一人となつてゐる。

高等專門出 は廿五歳から卅歳迄二百六十四人、三十歳から三十五歳迄百七十一人、四十歳から四十五歳迄四人、四十五歳以上十三人で最高の二百圓以上は何れも四十五歳以上の最年長者に獨占されてゐる。

2 失職狀況

前年來より引續く財界の不況に、大正十

俸給生活者問題

一年は會社員の生活に極めて暗澹たる影を投じた。而して大小の會社工場が夫れ相當に社員の餓首淘汰を行ふの止むを得ざるに至つた。今、新聞紙上に掲載せられて、世間の視聽を引いた失職の事實を列記すれば、左の如くである。

三菱經營諸會社の社員二百名の餓首(二、三、四月)

日本郵船會社の社員五百名餓首(三、四月)

京都府奥村電機株式會社の社員四十三名餓首(三月)

鶴見淺野造船所の社員百二十餘名餓首(五、六月)

室蘭製鋼所の役員百六十名餓首(五月)

神戸製鋼所の社員四十名餓首(六月)

日本製鋼所廣島工場の社員四十名餓首(七月)

東京大阪朝日新聞社の社員三十餘名客員囑託百名淘汰(七月)

三菱電機株式會社の社員二十五名淘汰(七月)

諏訪電氣株式會社の技術員全部三十五名解雇(七月)

福岡銀行の學校出身行員十四名の同盟辭職と解雇(七月)

大丸呉服店の店員百二十名淘汰(七月)

臺灣電力株式會社の冒潭水電に於る營業部長三十三名の解雇(七月)

三井田川炭坑所の社員四十五名解雇(八月)
東京麻絲紡績株式會社の社員二十名淘汰(八月)

横濱船渠株式會社の社員百四十名淘汰(八月、九月)

大阪商船株式會社の社員八十餘名淘汰(九月、十月)

朝鮮銀行の社員三千名淘汰問題(七月、十月)

臺灣銀行の社員二百名淘汰(十一月)

右は兎に角著しい事件であるが、世の中に發表せられずして行はれ、個人的交渉によつて諒旨退職を爲したものが如何程の數に上つたかは、推測に任せるより外はない。

左に、右の中注意すべき數箇の失職事件の内容を叙述し、大正十一年に於ける失職の状態を知るの手頼としよう。

1 日本郵船會社の社員餓首 日本郵船會社

日本郵船會社は海運界の不況に對應して經費節減をなすべく、内航分離を行ふと同時に、社業刷新定員整理の名義にて審議を重ねて居たが、三月一日付を以て本支店及び各船各階級を通じて約五百名(海員百五十名、陸員三百五十名)を淘汰した。其中には勿論今度新しく分離された内航部に轉ずる者も含んでゐるが、斯かる者は從來の俸給の二

三割減で採用せられるので、體裁の好い減俸と見て差支へなからう。而已ならず同社は四月更に職制に大改廢を加へて參事、副參事なる制度を全廢し、從來參事たりしものは本社の各課長、及び支店長に、副參事たりしものは本社の各副課長及び支店の副長となり、副課長又は副長の椅子のない副參事達は平書記となつたのである。斯くて同社は各種の手段を盡し徐々社員淘汰に汲汲乎としてゐる。

2 室蘭製鋼所の社員淘汰 曩に多數の職工を淘汰した室蘭製鋼所は、五月廿九日更に社員六百名中百六十名を解雇した。其解雇手當は總額十一萬圓にして一人當り最高は四千圓、最低は百圓である。

3 神戸製鋼所の社員淘汰 神戸市脇濱一丁目株式會社神戸製鋼所は、六月三日二百七十餘名の社員中技師以下四十名を解雇した。

4 淺野造船所の社員淘汰 縮小に縮小を重ねて來た淺野造船所は、五月十日、社員の大淘汰を行ひ、百四十一名の社員中、參

事四名、副參事五名、社員卅一名、雇員五十九名、合計九十九名を解雇した。然かし社員雇員達は解雇手當現在俸給の十八ヶ月分を要求して一時不穩の狀を醸したが、其後兩者間に妥協成立し、六月八日右の人達は會社に出頭して夫々手當を受取ると共に辭表を提出した。尙ほ手當は五年以上の勤續者は現在の給料に年數を乗じ其二割、五年以下は一割二分の支給、其外社長から一人に對し三十圓の酒肴料があつた。

此問題が漸く片付いたと思ふと、會社は六月十三日、又もや工務課長以下社員廿三名を讖首してこれを發表した。退職手當は前回同様でこれに就いては問題を生じなかつた（失業問題中「淺野造船所の閉鎖と解雇」参照）。

5 日本製鋼所廣島工場の社員淘汰 五月下旬職工解雇問題から労働爭議を生じた廣島縣海田市町日本製鋼所廣島工場にては六月下旬、技師補七名、事務員卅八名、囑託一名、合計四十名の社員を解雇した。解雇手當は賞與として月俸の八ヶ分、退職金と

して月俸の六ヶ月分、及び家族手當として月俸の二ヶ月分、合計十六ヶ月分である。

6 朝日新聞社の社員解雇 大阪朝日、東京朝日の兩新聞社は六月、同社の財政行政を改革するに當り、大阪朝日は在職四十年以上の者、東京朝日は卅年以上の者を（勿論此間に多少の情實はあるが）淘汰することとなり、兩社を通じて社員卅餘名、客員囑託等百名の淘汰を行ひ、これと同時に全社員の増給を行つた。

7 三菱電機株式會社の社員淘汰 神戸市三菱電機株式會社にては、六月廿八日附にて表面は休職と云ふ名目の下に社員廿五名の淘汰を行つた。其顔振れは課長級の者二名を主なる者とし、大體に於て各課の主腦者が多く、休職期間は二ヶ月乃至十八ヶ月で其間從來通りの俸給を給與する。

8 株式會社大丸呉服店大阪支店の店員淘汰 京都市に本店を有する大丸呉服店大阪支店にては、七月、店員約百廿名を淘汰した。當時同店には約四百名の店員が在店してゐたのであるから淘汰人員は約三分

一弱に當る。解雇手当は、從來同店の規定として滿三ヶ年以上勤続した者でなければ出さぬ筈であつたが、今度の解雇者は最長勤続者でも二年三ヶ月であるから特に月給の二ヶ月分乃至半ヶ月分を支給した。

9 三井田川炭坑所の社員解雇 福岡縣田川郡伊田町三井田川炭坑所にては八月六日、工手長以下工手其他社員雇員四十五名に對し解職辭令を發した。

10 東京麻絲紡結株式會社の社員淘汰 靜岡縣駿東郡沼津町郊外にある東京麻絲紡績株式會社沼津工場にては事業不振のため多數の職工を解雇したが、八月八日更に重役會議を開いて協議の結果、高級社員事務員等廿餘名を解雇することに決し夕刻辭令を發した。これは同社が東京モスリン會社へ合併する準備である。

11 横濱船渠株式會社の社員淘汰 横濱船渠株式會社にては、約七百名の社員、雇員の中、倉庫部文書課長横井某以下百四十餘の社員及び雇員を淘汰することになり九月一日付を以て發表せられた。是等解雇社

員の中百〇九名は翌二日横濱市花咲町六丁目精養軒に於て現在同社に勤務してゐる社員約五十名と共に會合して、解雇の善後策を密に構する處があつたが、後犠牲社員同盟を組織し、東京市芝區愛宕町二ノ十四に横濱船渠犠牲社員同盟俱樂部を置き、船渠會社に當ることになつた。

12 大阪商船株式會社の社員淘汰 大阪商船株式會社にては財政緊縮のため内部の職制を改造して從來の一部九課制を全廢し三部七課制とすることになり、九月廿八日これを發表したが、部長は全部重役が兼務して専任者を置かぬので、課長級以下三十餘名の比較的高級の社員が解雇せられた。次で十月二日にも五十名の普通社員が解雇せられた。

13 朝鮮銀行の社員淘汰問題 事業の不成績と財界の不振により大打撃を受けた朝鮮銀行は事業整理の手段として大々的に行員を整理淘汰することに決し、七月廿五日前後に正式に發表せられると傳へられたが、内々是を聞き傳へた東京支店在勤

の三百餘名の行員は此際不當なる馘首に對し何等かの自衛策を構せねばならぬとし、密に協議する處があつたが、全行員の調印を取纏めて、七月十五日、左の如き要求書を支店長に提出して機先を制した。

行員退職に際しては一千圓、一ヶ年を増す毎に六百圓を増加し、外に退職慰藉金を贈與すること

茲に於て重役以下の幹部は狼狽し、遂に七月去つて八月に至るも何等の音沙汰もなく過ぎた。だが九月下旬には、其數不明であるけれども、京城本店に於て淘汰をなし十月一日には東京支店内の罷免者に内訓を發し、續いて各支店も同様の手段にて行員の淘汰を行つたのは事實であるらしい。

14 臺灣銀行の社員淘汰 臺灣銀行にては經費節減に迫られて、臺灣島内本支店勤務行員約二百名を解雇することに決し十月中旬、百廿名に解雇辭令を交附した。殘餘の者は年末解雇する筈である。

二 待遇改善運動

本年度に於ける俸給生活者殊に會社員の

状態は、己に叙べしが如くであるが爲めに、待遇改善、増俸要求の運動の如きは考ふるべく甚だ縁遠い話である。斯くて、本年度には殆んど斯種の運動に接することが出来なかつた。遇々之れに會した場合には、不成功に終り、却つて失職を招來した例が多いのである。今、左に二三斯種運動の経過を述ぶることにしよう。

1 日本郵船内航部海員の増給

運動

日本郵船株式會社が經費節減のため内航部を社の一般經濟から獨立せしめ、是と同時内航部所屬船員の給料を従來の給料よりも二三割方減給せしめることになつたことは、前項「失職問題」中に述べたるが如くであるが、同社の船員は勿論一般船員の間にも之が直接間接船員の待遇に悪影響を及すと云ふ懸念から大恐慌を來たして、日本海員組合はこれに對應すべく神戸に於て日本海員大會を開き、反對決議を爲し、其後檜崎海員組合長は此決議に基き郵船會社内航部船員の給料を復舊するよう再三會社に

反省を求めると同時に、一方同部所屬船員は船長以下孰れも怠業の舉に出で、當局を困らしてゐたが、六月中旬兩者間に妥協成立し、其結果、臺灣基隆間の甲板部、機關部の初任最低給を卅圓、水夫最高給を火夫最高給同様五十五圓に、其他の近海貨物船甲板、機關部各階級を通じて最高最低とも各五圓宛を、又船長に對しては十圓を何れも増額し、北海道航路に對しては現行のものより一割乃至三割を引上げることになつた。

2 福岡銀行々員の同盟辭職

株式會社福岡銀行の帝大、明大、早大、高商等の學校出身行員十二名他二名計十四名は、七月十一日突然連袂辭表を提出し同盟

罷業の舉に出でたが、銀行側は急遽重役會を開き廿日之れを聽許し夫々解雇手當を交付して退職辭令を渡した。原因を聽くに、同行は從來給仕上りの社員のみ採用してゐた

が、常務取締役納富陳平氏が就任すると共に學校出身者を採用したが、支配人石田某は給仕出身にて學校出身者との間に兎角理

解を缺き、遂に石田氏が納富氏に對し學校出身者無能論を唱へたため、七月五日納富氏が學校出身一同を集めて其奮勵を求めたるより、學校出身者は石田支配人を快からず思ひ此舉に出たるものである。

3 諏訪電氣株式會社技術員の地位向上運動

長野縣諏訪郡下諏訪町諏訪電氣株式會社の技師長工學士北原佐吉郎氏以下五十五名（内廿名電氣工夫、）は會社に對し、七月十七日、技術員の地位向上策を要求すると共に各營業所支配人の横暴を鳴らして其解職を要求したが、會社は之れを拒絶し却つて是等全部を解雇した。

第三 教員問題

一 教員狀態

1 教員の數

（各年度末—翌年三月末日現在）
（第四十一統計年鑑に據る）

小學校教員數

資格別	本科正教員		專科正教員		准教員		代用教員		合計	
	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
明治四二年度末	五七、七三三	一三、三五五	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九
大正三年度末	七四、八二一	二一、三六一	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九
大正八年度末	八二、二五三	二八、五六四	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三
百分比	七三・四	一、三三七	四・九	八・九	一三・八	一〇、三二四	一〇、三二四	一〇、三二四	一〇、三二四	一〇、三二四

中等學校教員數

學校種別	官公立		私立		合計
	官公立	私立	官公立	私立	
師範學校	一、六三三	一、九一五	一、六三三	一、九一五	一、六三三
中學	五、八九一	一、四四六	五、八九一	一、四四六	五、八九一
高等女學校	二、七四三	九二七	二、七四三	九二七	二、七四三
實科高等女學校	無資格	無資格	無資格	無資格	無資格
工業學校	四六六	八八四	四六六	八八四	四六六
甲種農業學校	六三二	八八四	六三二	八八四	六三二
乙種同	一、〇八五	二一〇	一、〇八五	二一〇	一、〇八五
甲種商業學校	二二四	一三三	二二四	一三三	二二四
乙種同	五五三	七七八	五五三	七七八	五五三
甲種水產學校	一四、二一〇	一七、三三三	一四、二一〇	一七、三三三	一四、二一〇
乙種同	一、二二〇	二、八二〇	一、二二〇	二、八二〇	一、二二〇
甲種商船學校	一、二二〇	二、八二〇	一、二二〇	二、八二〇	一、二二〇
徒弟學校	一、二二〇	二、八二〇	一、二二〇	二、八二〇	一、二二〇
計	一、六三三	一、九一五	一、六三三	一、九一五	一、六三三

官公、私立別中等學校教員數

(大正八年度末—大正九年三月卅一日現在)

學校種別	官公立	私立	合計
中學	五、五五四	一、六六五	七、二一九
高等女學校(實科高女を含む)	四、三七七	一、四七八	五、七九五
工業學校	六六八	五	七三七
甲種農業學校	一、〇〇六	六〇	一、〇六六
乙種同	一、二一五	三〇	一、二四五
計	一、六三三	一、九一五	一、六三三

私立學校教員の占むる割合(%)

甲種商業學校	一、二六四	五二四	一、六八八	三一〇
乙種同	二八一	三三	三四	一〇・五
甲種水產學校	七	—	六七	—
乙種同	七	—	七	—
甲種商船學校	二五	一八	一三三	一三・五
徒弟學校	八五九	一〇三	九六三	一〇・七
計	一五、一五三	三、九七〇	一九、一三三	二〇・八

1 小學校教員 2 俸給狀況

1 小學校教員俸給月額平均府縣別表

(大正十一年七月一日現在文部省普通學務局調査)

道府縣	本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	平均
北海道	六七・〇〇	四八・〇三	四三・一〇	三八・四六	五六・一六
東北	七五・三七	六六・七一	四五・七四	四五・八八	七一・六八
東京	六九・四九	四四・八五	四〇・〇四	三六・六七	六〇・五四
京都	七三・九九	六八・〇九	四三・六四	四三・六四	六九・九七
大阪	六五・二一	四八・二四	三八・五六	三五・四九	五七・〇〇
兵庫	七三・四四	五八・二七	四〇・一一	四〇・一一	六五・八七
神奈川	五八・〇五	三三・五六	三四・九四	三〇・四六	五〇・一七
長崎	五九・五三	三三・五〇	三七・二七	三三・五三	五四・一一
新潟	五七・五五	三九・四一	三四・九一	二九・三五	五〇・二七
埼玉	六一・三一	三九・九三	三六・四七	三一・七四	五一・〇七
群馬	五七・五〇	三八・六四	三七・九六	三四・二五	五二・四九
茨城	五七・二二	三三・一六	三六・三六	二七・三九	四八・九七
栃木	五四・五六	三六・二七	三四・五〇	二七・四八	四八・三九
群馬	五八・七五	四〇・七一	三四・六一	三〇・九四	五三・七一
奈良	五七・〇六	三九・三〇	三三・六九	二九・三九	四八・三〇

道府縣	本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	平均
愛知	六四・三九	四〇・二三	三四・七四	三〇・二七	五四・五七
靜岡	五四・五五	三二・八八	二九・四四	二五・〇一	四六・四七
山梨	五四・五〇	三五・一一	三三・三五	二九・四三	四六・八八
滋賀	六一・六九	四一・八九	三五・六六	二七・〇五	五四・二六
岐阜	五五・九九	三六・四一	三三・四六	二七・〇五	四八・七六
長野	六四・八八	四二・七六	三九・七一	三四・四六	五四・四七
宮城	五八・一七	四一・一七	三六・〇六	二七・一六	四八・四六
福島	五三・九三	三三・三三	三一・三五	二五・六八	四四・九一
青森	五〇・一七	三七・四四	三一・〇七	二〇・八四	四三・〇一
山形	五四・一五	三五・〇五	三三・七九	二五・五八	四七・〇二
秋田	五六・五九	四一・八四	三九・九〇	二八・四一	五〇・五三
石川	五二・四一	三四・四三	三一・六一	二八・四五	四六・八三
富山	五二・〇七	五〇・〇九	三四・〇九	三一・五三	四七・三四
石川	五二・二五	四一・〇五	三二・〇三	二九・七六	四七・六九
鳥取	五七・四一	三八・〇六	三六・七一	三四・五九	五一・六〇
島根	五三・九四	三一・〇二	三七・二三	二九・七六	四九・四四
岡山	五七・九一	三四・六七	三四・三二	三一・一〇	五〇・三三
廣島	五八・八四	三八・四八	三七・二五	三四・六八	五二・三五
山口	五四・三〇	三四・八四	三三・〇五	二八・一一	四八・一一
和歌山	五六・〇三	三五・二三	三三・三一	二九・九七	四九・三三
徳島	五三・七七	三五・五四	三六・二五	三〇・二四	四八・六七
香川	五三・九三	三五・二一	三三・七一	三一・二八	四七・一四
愛媛	六一・八一	四〇・七六	四二・〇三	三四・九五	五四・四八
高知	五〇・八四	三五・八三	三三・八八	二七・一〇	四三・四七
福岡	六二・〇七	四四・六八	三九・四五	三五・一九	五三・〇一
大分	五五・三五	三三・七四	三三・三一	二八・八〇	四七・三三
佐賀	五六・四八	四九・九一	三四・一一	三三・七〇	五〇・九〇
熊本	六〇・一〇	三七・〇六	四〇・六〇	三三・五九	五一・一一

宮崎	鹿兒島	沖繩	總計
五三・三五	五八・九六	四八・四〇	六〇・三三
三三・二九	三八・九二	三七・〇三	四一・七三
三一・〇四	三三・八二	三三・九〇	三五・六六
二八・五六	三三・九七	三〇・六〇	三三・二二
四六・〇三	四九・三一	四三・三四	五二・八四

2 東京府下小學校教員平均俸給
(大正十一年四月調査)

校長	本科正教員	專科正教員
二八・八三	七二・三三	六二・九八
准教員	代用教員	
四二・七六	四三・〇七	

3 東京市各區小學校教員平均俸給
(大正十一年一月一日現在)

市	郡	部	平均
八三・九八	六五・九六	五三・七一	七五・〇五
六〇・二七	四九・二九	三三・五八	五五・二七
七五・二七	四八・三二	四八・三三	六八・〇〇

區名	人員	平均俸給	人員	平均俸給
麴町	二〇一	八二・八三	三	七五・三八
神田	二五四	八二・九七	元	七〇・八六
日橋	一九九	八五・九六	二六	七三・七五
京橋	二六〇	八四・二六	三	七四・〇三
芝布	三三〇	八四・五五	四	七〇・三四
麻坂	二六六	八五・六七	六	七五・七七
赤谷	九五	八三・四九	六	六八・四四
四谷	二三四	八一・五七	六	七三・五〇
牛込	二二〇	七九・三八	三	七〇・〇九
小石川	二四三	七八・一〇	四	六六・四六

俸給生活者問題

本郷	下谷	淺草	本所	深川	計
二四三	三三三	三九二	三七五	二八五	三・六三三
八〇・六〇	八〇・二七	八四・八五	七五・八一	七三・九五	八一・九五
二九	二八	三四	三六	二七	四〇七
六九・七三	六六・九六	七七・六五	七六・六一	六七・〇四	七三・〇六

4 大阪府下小學校教員平均俸給
(大正十年十二月現在)

市	郡	市郡計
九一・五八	八二・五七	六二・七八
八九・七四	六八・三七	四八・九四
九三・四六	六四・五九	五三・六二
六〇・〇〇	六〇・〇〇	五九・二四
五八・〇〇	五三・九二	三七・九三

5 兵庫縣下小學校教員平均俸給
(大正十一年七月一日現在)

市部	郡部	市郡計
八五・四四	六九・二六	七三・四四
八四・七〇	四九・四〇	五八・三七
四四・八三	四〇・四〇	四〇・二一
三〇・八四	四二・一〇	四〇・二一
八三・三〇	六〇・八五	四〇・二一

6 岡山縣下小學校教員平均俸給
(大正十一年七月一日現在)

本科正教員	平均俸給
三、一六五	五七・九〇

專科正教員	三七九	三四・六七
准教員	五四一	三四・三二
代用教員	五一一	三一・二〇
計	四、五九六	五〇・一二

7 福井縣下小學校教員平均俸給
(大正十一年七月一日現在)

專科正教員	一、三三九	五六・七二
尋常正教員	四六八	三四・四三
准教員	二四七	四一・七九
代用教員	二六四	三一・六二
計	一、五五〇	二八・四五
男	八八五	五二・七七
女	二、四三五	三六・四四
計		四六・八三

8 埼玉縣下小學校教員平均俸給
(大正十年十二月末現在)

專科正教員	一、四三三	六五・七七
尋常正教員	八六六	四九・六八
准教員	九三	四一・九九
代用教員	二七三	三六・七五
計	二、七〇五	三三・六八
男	一、四三三	三三・二七
女	一、二七二	三三・六八
計	三、〇七七	三三・二七

口 中等學校教員

1 全國中等學校教員平均俸給累年比較

(文部省普通學務局調査)

年度	師範學校	女子師範	中學校	高等女子學校	實科
大正七年度	五二・〇〇	四六・〇〇	五一・〇〇	四一・八〇	四一・〇〇
大正八年度	五五・二〇	四九・七五	五五・一八	四五・四八	四八・〇〇
大正九年度	六五・七五	五九・〇四	六六・〇八	五〇・二二	五〇・〇〇
大正十年度	二二・六六	二七・七	二七・七	九七・三三	七七・六九
大正十一年度	二二・六六	二〇・二	二九・七七	一〇三・五	八五・五〇

2 大正十一年度豫算中等學校教員平均俸給府縣別表

(文部省普通學務局調査)

府縣	中學校	高等女子學校(實科)	師範學校	女子師範學校	中學校	高等女子學校(實科)
北海道	二、七四五	二、二七一	二、三五	一、一	二、三五	二、〇
東京	二、七五七	二、七〇〇	二、三五	一、一	二、三五	二、〇
京都	二、七〇〇	二、八五〇	二、一五	一、一	二、三五	二、〇
大阪	二、八〇〇	二、六〇〇	二、一八	一、一	二、三五	二、〇
神奈川	二、六三三	二、四〇〇	二、一五	一、一	二、三五	二、〇
兵庫	二、四三八	二、七〇〇	二、一八	一、一	二、三五	二、〇
長崎	二、六三八	二、一〇〇	二、一八	一、一	二、三五	二、〇
新潟	二、三三五	二、一〇〇	二、一八	一、一	二、三五	二、〇
埼玉	二、三五〇	二、〇〇〇	二、一八	一、一	二、三五	二、〇
群馬	二、四三〇	二、二七〇	二、一八	一、一	二、三五	二、〇
千葉	二、六〇〇	二、一三三	二、一六	一、一	二、三五	二、〇
茨城	二、二六六	二、二〇〇	二、一五	一、一	二、三五	二、〇

島取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木
二、二五〇	二、二六七	二、二八〇	二、二九三	二、三〇六	二、三一九	二、四〇〇	二、四一〇	二、四二〇	二、四三〇	二、四四〇	二、四五〇	二、四六〇	二、四七〇	二、四八〇	二、四九〇	二、五〇〇	二、五一〇	二、五二〇
一、八六七	二、一三四	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇	二、一四〇〇
二一〇	二一五	二一五	二一五	二一八	二一七	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇
九六	九八・八	一〇八	一一五	一二三	一三五	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
島根	岡山	廣島	山口	山梨	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	總平均	△印は兼任校長の年手當額を示す
二、五五五	二、二八六	二、二八九	二、二九〇	二、二九〇	二、二五一	二、四〇〇	二、二八三	二、二七〇	二、二七五	二、三三三	二、三〇〇	二、二〇〇	二、二七三	二、四七〇	二、三六四	二、三〇〇	二、四七六・七七	
一、八六七	一、九六七	二、三三〇	二、五〇〇	二、二五一	二、二七一	二、一〇〇	二、一〇〇	二、二〇〇	一、七〇〇	一、八一九	二、二六七	二、二〇〇	二、二四〇	二、一〇〇	二、一〇〇	六〇〇	二、二四・四三	
二一七	二一〇	二一五	二一〇	二一〇	二一六	二一三	二一四	二一三	二一五	二一〇	二一七	二一五	二一七	二一〇	二一〇	二一五	二一六・六八	
一〇八	一一五	一〇七・五	一一五	一一五	一一五	九八	一〇五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一〇七・七七	
二一七	二一〇	二一五・二	二一〇	二一〇	二一〇	二一三	二一四	二一三	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一五	二一六・四五	
九七・四	一一〇	一〇一・九	一一〇	一一〇	一一〇	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	一〇三・三四	(八〇)

3 待遇状態の變化

1 小學教員其他の恩給額増加

左記の如く本年四月一日より小學校教員
公立學校教員及び警察官の恩給が増額せら
れることとなつた。

法律第十八號

第一條 大正十一年三月三十一日現在ニ於テ國 第二條 前條ノ規定ハ大正十一年三月三十一日 現在ニ於テ市町村立小學校教員退隱料及遺族

俸給生活者問題

扶助料法、明治二十九年法律第十三號、巡查看守給助例、巡查看守退隱料及遺族扶助料法又ハ明治四十三年法律第三十號ニ依リ府縣其ノ他ノ地方費ヨリ増加退隱料又ハ之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受ケヘキ者ニ付之ヲ準用ス

本法施行後前項ノ増加退隱料又ハ之ニ準スヘキモノヲ受ケヘキ事由ノ生シタル者ニ付亦前項ニ同シ

第三條 本法ニ規定スルモノノ外必要ナル事項ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治二十九年三月二十日法律第十三號ハ公立學校職員退隱料等ニ關スル件同四十三年三月二十八日法律第三十號ハ警部補退隱料及遺族扶助料等ニ關スル件ナリ

2 小學教員の増俸及優遇

大正十一年度に於て行はれた増俸の中、著しいものに左の如きものがあつた。

鳥根縣下小學教員優遇案の施行(一月)

大阪府下小學教員初任給の決定(一月)

吳市小學教員の増俸(四月)

愛知縣下小學教員年功加俸新支給及増額(四月)

大阪市小學教員の増俸(六月)

東京市小學教員の増俸(七月)

3 中等學校教員の増俸及優遇

宮城縣の中等女教員優遇(三月)
宮城縣の中等教員増俸(三月)

4 教員志願者狀況

大正十一年度に於ける教員志願者の情勢を見るに、財界の好況時代には如何なる手段を講じてても、應募者が來ず悲觀されてゐたものが、不況の影響で、漸く前年頃から志願者の數を増し、本年に入つては驚くべき激増を見る様になつた。

イ 小學教員志願の激増

今二三の例をとつて見るに、東京府青山師範學校に於ては同校大正九年度の豫科入學者七八名に對する應募者は三倍弱の二百二名、昨十年は八十名に對し四倍強の三百三十八名、昨年來復活した二部生も入學者四十名に對し應募者は六倍弱の二百廿六名であつたが、本年は四月入學者八十名に對し應募者五百四名にて六倍強となり、第二部生八十名に對し三百七十名である。

之を大阪府の師範學校に就て見ると次の如くである。

豫科應募者

九 年	十 年	十一年
天王子師範 一三三	二九九	三九八

池田師範	七三	九三	一九五
女子師範	二〇四	四三九	
本科一部應募者			
九 年	十 年	十一年	

天 師	一〇八	一五三	二五〇
池田師	六九	一六〇	二七六
女子師	一五四	二八八	三六六

更に之を兵庫縣に就て見ると本年度の同縣立師範學校入學志望者は次の如くにて昨年度に比すると御影師範學校は十八名、姫路師範は七十九名、明石師範は百七十二名の増加を示してゐる。

御影師	一〇	二六八	志願者
姫路師	六五	二三六	
明石師	四〇	二六六	

ロ 専門學校大學卒業者の教員志願激増

商科大學や帝大經濟學部は各々二百四五十名の卒業生が、就職したが好況時代には秀才達が大半實業界に出掛けた法學部では、實業界の需要尠なく行政官や司法官や辯護士の志望が多く外國語學校は教員となつて行くものが殆んど大多數を占め、私立大學の法科や商科は頗る慘めである。

だが教育方面は需要頗る多く、帝大文學部や理學部の卒業生は主任教授を通じて殆んど就職濟となり直接學校に宛て、採用方を申込むものは何れも拒絶せられてゐる有様である。従つて今年は文學部志望の學生が多く東大文學部などは收容し切れない有様である。師範系統の學校は何人卒業生があつても足らぬ状態である。

5 失職狀況

以上のべたるが如き状態であつて、失職教員界にあつては問題とならぬ程であつた。唯だ失職の事實があつたとすれば、それは殆んど淘汰の意味であつて、前の會社員及び労働者に於ける失職失業とは、可成りに距離があるのである。而して本年度に傳へられた教員失職の事件を擧ぐれば、

大阪市小學校の校長及教員淘汰(二月)
神戸市小學校の高級教員職首(四月)
東京市小學校の校長淘汰(六月)
横濱市小學校の教員淘汰(八月)

二 對失 運動

失職の事實極めて少く、且つ失職の脅威を感ずること甚だ薄き大正十一年の教員界に、對失職運動の生ずることは考へ得べか

らざる所であらう。唯だ本年度に於て問題と成つた事は、彼の舊臘、教育行政調査會特別委員會に於て議定せられたる假決議であつて、もし假りに該決議が其儘實行されるとすれば一人の教員受持人數は百六十人となり、下級に従つて此の傾向を著しくし而已ならず多數の失職者を生ずるやうになるであらうと云ふ事の爲めにであつた。茲に於て該假決議に對する反對運動が年頭勿々其の幕を開いたのである。

臨時教育行政調査會假決議

に對する反對運動

一月九日午後二時から東京市神田區一ツ橋通帝國教育會に東京府市の八團體即ち帝國教育會、府市郡各教育會、校長會、教員會、教育擁護同盟會、茗溪會、東京府師範學校同窓會等の代表者其他實際教育家約百名出席、前記各教育團體代表者から假決議案に對する反對演説があつた後、次の如き決議を可決した。

決議

一 臨時教育行政調査會特別委員會の假決議は教育の効果を低下せしむるを以て宜しく

之を否決すべきものと認める

一 本聯合會は臨時教育行政調査會が第三號案以下の諸案を一括廢棄せんことを望む

一 本聯合會は政府をして市町村義務教育費國庫負擔金の大増加を決行せしむることを期する

一 若し假決議が通過した場合には我々はあらゆる合法的手段を以て其實行を阻止せんことを期する

又東京市教育會は此假決議案を以て教育の破壊範圍を擴大すると云ふ見地から次の如き反對決議をなして一月十一日全國各教育團體其他教育關係者に頒布すると同時に調査會委員にも送付した。

假決議反對意見

一 修正假決議案は根本に於て諮問案の重要精神(教育の實體を害せざる範圍内に於て行ふ)を没却せり

二 修正假決議第一號(市町村の實情に應じて適宜小學校の學級を整理すること)の内容は教育破壊の範圍を擴大せり

三 修正假決議案第一號は机上の空論に立脚したるものにして實行殆ど不可能なり

四 修正假決議案第二號(市町村の實情に應じて小學校に於て學級に對する教員の配置を適宜加減すること)は其の内容に於て著しく教育の効果を減殺すべき各種の事項を悉く包含せしめたり

五 修正假決議案第二號は明に教育の實質を害する範圍を擴大し之れを全國的ならしめたり

六 基準時間割に於ける各教科の教授時間は小學校令施行規則第四號表に於ける各教科教授時數に比し甚しき減少を示し教育効果の低下最も明瞭なり

七 修正假決議案第二號は國民として受くべき義務教育の機會均等を破壊し恐るべき危険を胚胎すべし

超えて六月廿六日、前の教育八團體は更らに神田一ツ橋帝國教育會に會合して、左の如き申合せをなした。

- 一 教育行政調査會各委員に對し總會に於て答申案(修正したるもの)を否決せらるゝ様意見書を送附すること
- 一 首相、文相を歴訪教育行政調査會を廢止せられんことを建議すること
- 一 若し答申案可決せば内閣に於て之を擯潰すよう建議すること
- 一 若し又該案通過し訓令又は通牒を發するに至らば全國各地に反對の宣傳をなすこと
- 一 首相、文相歴訪の時は右の外義務教育費、國庫負擔増額、義務教育延長及び教員養成機關の改善に關し意見を具陳すること

三 待遇改善運動

イ 小學校教員

小學校教員の待遇改善運動としては、そ

れのみを單一の目的として現はれ來るものを見ないのであるが、常例の如く各地方に開催せらるゝ教育聯合會、教員會議、小學校長大會と云ふ會合の席上に於ては、常に待遇改善問題が議題に上され、これが中心問題として論議されるといふ情勢に成つてゐる。今、大正十一年中に開催された斯種會合の主なるものを擧ぐれば、

福岡縣教育會代議員會(一月)

關東聯合教育會(四月)

岡山市に於る全國都市小學校長會議(四月)

島根縣濱田町に於る第五回山陰聯合教育大會(九月)

名古屋市に於る十大都市教育聯合會(十一月)

今、右の中、小學校教員待遇改善運動として、少しく注意すべきものにつき叙述を試み、本年度に於る我が國小學校教員の待遇改善運動なるものが如何なる程度に有するかを知るの便としよう。

1 關東聯合教育會々議に於ける

決議

四月十五、六の兩日東京市神田區一ツ橋

帝國教育會に於て第十八回關東聯合教育會

が開かれたが、會するもの三百七十五名開會後間もなく次の如き決議案を可決した。我國從來の内閣多くは國民教育を輕視せる觀ありこれ實に文化の進展國運の發達を助長する所以にあらず將來局に當る者は大に猛省を加へられんことを望む

右決議す

付議せられた諸議案中教育者の待遇に關係あるものを摘記すれば、次の如くである。

一七 府縣視學優待の途を講ぜられんことを其筋に建議すること(可決)

一八 府縣視學官の特別任用の途を開き其の學識經驗ある者を採用せられんことを建議すること(可決)

一九 奏任文官と同一の待遇を受くる市町村立小學校長の員數を増加せられんことを建議すること(修正可決)

二二 市町村立小學校教員加俸令第三條の支給額を速かに増額せられんことを其筋に建議すること(可決)

二七 小學校教員退隱料及遺族扶助料法を准教員に適用せんことを其筋に建議すること(可決)

2 岡山市に於ける全國都市小學

校校長會議

四月十七日より四日間岡山市に於て全國

小學校聯合會が開かれたが、其討議題目中小學校教員の待遇問題に關するものを摘出すれば次の如くである。

- 一 全國各市區小學校教員聯合組合を組織する必要なきか若し有りとせば其の方法如何(名古屋市提出)
- 二 市町村立小學校教員にして五年以上勤続したるものには年功加俸を給す市町村立小學校より公立小學校へ又は公立學校より市町村立小學校へ轉職したる場合は勤績と看做す(福井市提出)
- 三 市町村立小學校教員年功加俸を公立學校職員年功加俸に準じて其の支給額を高め勤績年數を相互に通算し且つ全國共通とすべく改正せられん事を其筋へ建議する事(前橋市提出)
- 四 市町村立小學校教員加俸令(明治卅三年三月勅令第百三十三號)第二條の給與額を高められん事を其筋に建議する件(和歌山市提出)
- 五 小學校教員年功加俸額を増加せられん事を其筋へ建議するの可否(高岡市提出)
- 六 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中左記改正を其の筋へ建議するの件
イ 准教員にも正教員に同じく退隱料を給せられん事
ロ 同法第四條中第三項を削除し官公立小學校に在職十五年以上に達したるものに退隱料を支給する場合には其の勤績と否とに拘らず同一に取扱はれたき事(大垣市提出)
- 七 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法

第四條第二項を削除せられんことを其筋に建議すること(横須賀市提出)

- 八 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四條第二を削除せられん事を其筋に建議すること(宇都宮市提出)
- 九 教員として文官の經歷ある者に對する恩給法改正を其筋に建議する事(姫路、明石、尼ヶ崎各市提出)
- 十 師範學校卒業生の陸軍服役年限を六週間現役に復舊せられんことを其筋に建議するの件(秋田市提出)
- 十一 義務教育費國庫負擔額の増額を其筋に建議すること(函館區提出)
- 十二 小學校教員旅行の場合其の乗車船賃半額を割引され度き事を其の筋に建議すること(佐世保市提出)
- 十三 文部省在外研究員を初等教育者中よりも採用せられんことを其筋に建議すること(金澤市提出)
- 十四 明治二十四年勅令第二百十八號(市町村立小學校教員名稱及待遇の件)第二條を左の如く改正せられんことを其筋に建議すること(横濱市提出)

市町村立小學校長及正教員は判任文官と同一の待遇を受く但し小學校長にして現に本務月俸百圓以上を受け十箇年以上官公立小學校正教員の職に在り功勞著しき者は特に奏任文官の待遇と爲すことを得
現に奏任文官並に奏任文官の待遇を受くるもの又は受けたるものより小學校長に任用したる場合は奏任文官の待遇と爲すことを得

十五 小學校長奏任待遇者の俸給並に勤務年數の制限を削除せられんことを其筋に建議すること(新潟市提出)

十六 小學校に於て女教師の擔任學級三學級以上あるときは事情によりて女教師の擔任學校に對し三學級四教員となすことを得るの制を設けられんことを其筋に建議すること(熊本市提出)

ロ 中等學校教員

中等學校、殊に中學校及び高等女學校には官公立に對して私立の學校が少くない。而して此の私立學校教員の待遇は官公立のそれと比して、低下しるるを通則としてゐる。又中學校と高等女學校との教員の待遇を見るに、高等女學校の方が中學校に比して劣つてゐる觀がある。斯くて中等學校に於ける待遇改善運動の今日我國に於る目標は、一は「官私立同一待遇」、二は「中學校高等女學校同一待遇」と云ふ二つが立てられてゐるのである。即ち私立學校教員は官公立學校教員の狀態を目標とし、高等女學校教員は中學校教員の待遇を目的としてゐるのである。今、左に大正十一年度に於ける

斯種運動の主なるものを擧げるであらう。

1 私立中等學校教員の待遇改善

運動

全國高等女學校長會議が開催されるのを期として、四月卅日午後一時から東京市神田區一ツ橋通り帝國教育會に於て全國私立中等學校長聯合會第三回總會を開き、私立中等學校待遇改善のため協議を重ねた。其要領は官公立中等學校教員は五ヶ年以上勤務すれば檢定資格を得るに拘らず、私立にあつては此特典を享有せず、ために私立中等學校が人材を聘用する上に多大の支障を來たし、又私立中等學校教員に取つても氣の毒なる故、之れを官公立同等に改善して欲しいと云ふのにある。尙ほ之れと同時に私立學校にも官公立學校同様に恩給制度を設けやうと運動を開始した。

2 第四回全國高等女學校長會議

五月一日より三日間東京女子高等師範學校に於て開催、四百八十六名の出席者あり其決議したものゝ中、高等女學校教員の待遇問題に關係あるものを摘記すれば次の如

くである。

第三號案 現時の時勢に鑑み中等教育の振興を圖るため教員養成の機關を擴張すると同時に教員の品質を一層優良ならしむるやう御取

計ひ相成度爰に左案を具し此段建議候也
「案」 男女高等師範學校を増設すること
現在の高等師範學校の課程の上に更に大學程度

の課程を設けて優秀なる教員の養成を圖ること
臨時教員養成所を設くる時は其修業年限を三ヶ年とすること
優良なる教員を選出して在職の儘大學若しくは専門學校に委託し又は海外に留學を命ずる等一層研究の便宜を與ふること

第四號案 同一地方の公立學校が同程度同規模なる場合には教員給の總額は同等たるべきを原則とし高等女學校の教員給總額を中學校の教員給總額と同等となすやう各府縣に要望すること

緊急決議 私立學校も公立學校と同一の待遇をなすこと
宣言 文化の進歩國運の發展は女子教育の振興に俟つや頗る大なり依つて軍備縮小によつて得たる財源を割きて之れが資に充つるは目下の急務なりと認む

3 全國中學校長協會第三回協議會

五月十九日から二日間、東京府立第一中學校に於て開會、出席者三百廿餘名、其決

議事項中教員待遇に關するものは次の如くである。

- 一 教員養成の件
- 一 中等教員養成機關増設を其筋に要望すること
- 一 高等師範科を此際擴張せんことを求め若し施設困難の時は三ヶ年制の臨時教員養成機關を更に設置されんことを建議すること
- 一 新任教員俸給の權衡を保つやう取扱ひをなすこと
- 一 恩給制度改正のこと
- 一 奏任待遇教員數の増加を其筋に建議すること

四 組合運動

教員の組合は其の數極めて尠く、其の運動に至つては殆んど之に接することが出来ない状態にある。大正十一年も亦、この例に洩れなかつたと云ひ得る。然しながら、左に掲ぐる事項は僅かに二箇であるけれども今日の教員の間動きつゝある一種の機運を窺ひ得るものではあるまいか。

1 京都市中等學校教員團丁又

會の待遇改善運動

京都市立中等學校教員百七十餘名は相互

の親睦と同市中學教育の向上を目的として大正九年三月丁又會なるものを組織し、各校から一名宛の代表者を出して議事を纏めることにし、隔月に理事會を開いてゐたが、二月廿日第一商業學校に第二回總會を開き、滿場一致にて次の如き宣言と決議とを可決した。

宣言

國本培養の基調は國民教育の振興に俟たなければならぬことは餘りに明白な眞理である。これがためには教員素質の優良を必須とする事又疑ふべからざる事實である。

今我が京都中等教員の待遇を見るに物質的にも精神的にも殆ど全國の最下位に置かれてある斯様な状態に放任しては本市に優良なる教員を誘致することの不可能なるは勿論益々其素質を低下せしむるは明かなる道理である。吾人は此に久しく隠忍の苦節を嘗めて來たが本市將來のためを思ふと最早現狀に甘んずることとは到底出來ないのである。茲に於て吾々は、大に自覺し奮然起つて先づ中等教員待遇の向上實現せん事を期するものである。

決議

我丁又會は教員の神聖と權威とを維持せんが爲に本市中等教員待遇の向上を貫徹せんことを期す

而して會員等が薄給なる實例として擧ぐる處

によると、甲種商業學校教員の平均給は同市が百十一圓なるに、大阪市は百廿五圓、神戸市は百廿四圓、又工業學校では同市が百十一圓なるに、大阪、横濱の兩市が百廿圓、神戸市が百十八圓である。又高等女學校では同市の九十八圓に對し、大阪府立が百七圓、神戸市立が百廿六圓である上、大阪市では住宅料もあり、賞與金も同市の六割に比すれば倍額を受けて居るのみならず、京都市は他の五大都市に比すれば物價も高く教員の生活が困難であると云ふ事である。

之れに對し馬淵市長は三月十三日各市立中等學校長を市役所に招致して、懇々と事情を陳述し、慰撫する處があつた。新聞紙の報ずる處によれば、大正十二年度に於て増俸することを仄かして慰撫したのであらうとの事である。

2 教員互助會(共濟組合)の設立及び其の事業

小學校教員の間に共濟的施設としての所謂教員互助會は各地方に於て、從來小規模に行はれてゐた有様であるが、何れも資金の貧弱の爲め到底思ふ様なる成績を擧ぐる

ことが出來ずにあつた。然るに時代の變遷は教員の間にも互助共濟の必要を痛感せしむるに至り、比較的規模の大にして、組織の整ひたる互助會を設立せんとの機運を齎したのである。斯くて從來一郡一村等に局限しむる互助會を少くとも一縣全體の基礎に置かんとする企てが二三府縣に行はるゝに至り、已に實行した所さへある。今、左に其の二三例證を掲げよう。

1 山梨縣教員互助會の設立

六月二十六日甲府市に開催された山梨縣下小學校長會議に對し、縣廳は一箇の諮問案を發した。それは左の如きものであつた。

諮問案

- 1 教員互助に關する適切なる施設如何理由 縣下を一團とし教員互助を目的としたる適當の施設を爲し教員の職に在る者をして能く現職に安んぜしむる方法を講ぜんとす之が適切なる方法を聞かんことを望む

之に對し十名の委員が選ばれ、左の答申案を可決した。

答申案

- 1 山梨縣下の小學教員を以て共濟組合を組

織すること

一 組合員は毎月一口五十錢以上を掛金すること

二

一 同組合を財團法人とすること

一 事業

イ 組合員在職中死亡者に對しては弔

慰金を贈ること

ロ 疾病長期に亘る者に對しては見舞

金を贈ること

ハ 退職當時必要と認めたる場合は扶

助金を贈ること

ニ 不慮の災厄に罹りたる時は見舞

金を贈ること

ホ 希望に依つて指定の希望金を貸與

すること

ヘ 脱退の場合は郵便貯金と同率の利

子を付して返還すること

斯くて十一月廿六日、學制頒布五十周年

記念並びに山梨縣教育會創立四十周年記

念祝賀式の舉行せられしに際して、其の記

念事業として、愈々共濟組合を設立するこ

とに決した。其の定款要目は左の通りであ

る。

(一)本會は山梨縣に在職する教員及教育關係

者の協力により平素定率の積立金をなし互助

共濟の實を擧ぐるを以て目的とす

(二)事務所を山梨縣廳に置き各都市に支部を

置く

(一)本會の目的を達する爲め左の事業を行ふ

▲會員にして重病其他の災害に罹りたる場合

は相當の慰問金を贈與す▲會員にして死亡し

たるときは其在會年數及在職年數に應じ弔慰

金を贈り情狀によりては嗣子の義務教育終了

迄其の教育費を補給す▲會員にして入會後三

ヶ年を経其義務を完うしたる者に對しては其

申出でにより子弟の學資金其他必要なる資

金を貸與す

(二)會員にして左の各號に該當するときは退

會者とす

▲退職又は退官したるとき▲教育に關係なき

他の職務に轉じたるとき▲縣外に轉任したる

とき▲正當の事由なくして五ヶ月以上積立金

の納入をなさざるとき

(一)積立金は一口五十錢とし一人にて數口を

有することを得

(二)會員の積立金は其退會のとき元利計算拂

戻す(利率は郵便貯金の例による)

(一)本會は會員にして子弟の教育宅地住宅の

建設其他急迫なる事情等の爲め金圓の貸付を

請ふものあるときは事情を調査の上貸付をな

すことあるべし

(二)積立金は左の場合の外拂戻をなさず

▲本人死亡したる時▲本人退會したるとき

(一)左の場合は積立金の幾分を拂戻することあ

るべし

▲本人又は同居の親族の災害若しくは疾病に

罹りたる時▲同居の親族死亡したる時

2 埼玉縣の教員共濟聯合組合組

織計畫

埼玉縣に於ては、從來各郡の教員が互助的に
月俸の百分の一を積立し、會員中病氣、災害、死
亡其他の場合に勤続年數に應じて給與し、退職
者に對しては積立金を返付する方法を採つてゐ
たが、何れも微々たるもので十分救濟の目的を
達することが出来なかつた。其處で全縣下の小
學教員三千餘人を一團とした教員共濟聯合組合
を組織せんと計畫を進めてゐる。

3 東京府教職員互助金の新計畫

同會は大正七年米騒動の當時一般から募集し
た金の殘額五萬圓を基礎として成立したもので
ある。而して大正十一年二月末現在の總資金八
萬六千圓を計上し、府下公私立小學校教職員よ
り一ヶ月三十錢宛徴收すること、なり居、従つ
て毎月約七千五百人より二千二百圓餘宛の收入
を見てゐるが、一面入退會者が頻繁で、どうも
成績が思はしくなかつた(本年鑑十一年版二八
二頁參照)。其處で府學務課では最少し有意義な
る施設を行はんと計畫してゐる。其の計畫には
工費百萬圓を投じて鐵道病院と同様大病院を建
設し、會員並に其家族を實費同様で診療させ様
とする。而して其の建設費は簡易保險の低利貸

付に俟ち度いと云ふのがある。又第二には購買販賣組合を設けようとするのがあり、第三には會員の子弟にして優秀なる成績のものには學資を供給して勉學せしむる育英事業を行はんとするのがある。

4 群馬縣に於ける小學教員互助

會の狀況

互助會は漸次各郡市に設置され、既に會數十二、會員三千五十七名、十一年度の資金六萬八千五百九十一圓六錢。裕福な資金を有する郡は佐波郡(二萬六千圓)、勢多郡(一萬一千五百圓)、吾妻郡(九千六百七十圓)であるが、未だ設置されてゐないのは、新田郡及び高崎市である。

五 施設及對策

大正十一年に行はれた教員問題に對する施設及對策を見るに

一 國家の對策としては

小學教員其他の恩給額増加(本編、第二、一の3中1参照)
文部省の小學教員年功加俸増加に關する調査(四月)
教育行政調査會の教育費整理案可決(六月)

二 各府縣及公共團體の施設及對策としては

俸給生活者問題

各府縣及び公共團體の小學教員及び中等教員優遇(本編、第二、一の2及び3参照)

東京市の小學教員俸給統一(三月)

堺市の小學教員増俸案否決(二月)

八王子市會に於る小學教員優遇案撤回(三月)

大阪府の小學教員肺結核患者調査と療養方法(四月)

福岡縣に於る炭坑地小學教員優遇問題(九月)

愛知縣に於る中等教員増俸案(三、四月)

大阪府中等學校教員増俸案(八月)

私人又は私團體の施設としては

神戸市に於る松方氏寄附教員慰安資金分配(三月)

日本中學校及三輪田高等女學校教員恩給制(六月)

等がある。今、左に右の中、主なるものを叙述しよう。

1 教育行政調査會の教育費整理案可決

教育行政調査會が幾多の反對論を排して昨年末教育費整理案を假決議したことは前年度年鑑に於て報じたる通りであるが、其後六月廿九日首相官邸に於て總會を開

催し次の如く滿場一致を以て可決した。其結果永く教育界の問題となつてゐた教育整理案及び國庫負擔増額に關する建議案は教育行政調査會の手を離れて愈々政府當局の手に移ることとなつたのである。

小學校教育費に關する答申案

小學校教育は道徳教育及國民教育の基礎並生活に必須なる普通の知識技能を授くるを本旨とするを以て國民一般に之を受けしむべきものなり、故に一面に於ては其教科の内容設備共に或程度迄之を統一するを必要とするも、又他の一面に於ては土地の情況に適應せしめざるべからず、即ち教科の内容は地方の實情を斟酌して之を定め其の設備は地方の資力に順應せしむべく之が絕對的劃一を期するが如きは固より謬れりと謂ふべし、是れ小學校に關する法令に於いて教科編制設備等に關し自由裁量の範圍を認め其の實行を地方當局の決定に一任したる所以なり、而して現時の如く地方費就中小學校教育費の激増に因り其の負擔を困難とする場合に於ては一層茲に注意するの要あり、然るに全國小學校教育施設の實況は動もすれば都鄙劃一に流れ地方經濟との權衡を失するの嫌あり、仍て小學校教育費に整理節約を加へ其の施設をして土地の情況に適應せしめむが爲各地方をして適宜採用せしむべき要項左の如し

(甲)人件費

第一 市町村の實情に應じて適宜小學校の學級を整理すること

全國小學校中には比較的少數の兒童を以て一學級を編成するもの尠からず小學校費の負擔を困難とする市町村に在りては特に斯の如き學級は事情の許す限り左の規準を參酌して之れが整理を行ふを相當とす

(一)同學年に屬する二以上の學級を併合し又は同學年に屬する三以上の學級中一若しくは二以上の學級を分割して他の學級に配合すること

(二)異學年に屬する二以上の學級を併合し又は異學年に屬する三以上の學級中一若しくは二以上の學級を分割して他の學級に配合すること(前記の規準に依り學級整理を實行するに當りては小學校令施行規則の認むる制限に據るものとす而して一小學校内に於て之を行ふべきは勿論同一市町村内の二以上の小學校間に於ても兒童の通學區域を考慮し適宜之を行ふべきものとす)

第二 市町村の實情に應じて小學校に於ける學級に對する教員の配置を適宜加減すると市町村に於て小學校費の節約を圖る必要ある場合には小學校令施行規則所定の範圍内に於て多級學校に付二部教授及三學級二教員制を應用し左の規準を參酌して適宜學級擔任教員を配置するを相當とす

(一)六學級に五教員を配置する場合に依ては

年少の部に二部教授を行ひ其の之に據り難きときは年長の部に二部教授を加味せざる三學級二教員制を採用すること

(二)六學級に四教員を配置する場合に於ては第一學年乃至第四學年に二部教授を行ひ其の之に據り難きときは成るべく年少の部に二部教授を行ひ年長の部に二部教授を加味せざる三學級二教員制を採用すること

(三)六學級に三教員を配置する場合に於ては二部教授を行ふこと

(四)五學級に四教員四學級に三教員を配置する場合に於ては第一項に準じ五學級に三教員を配置する場合に於ては第二項に準ずること又四學級に二教員を配置する場合に於ては前項に依ること

(五)六學級より多き學級の小學校に於ては前四項に掲ぐる規準を參酌して適宜教員の配置を定むること(前記規準に據る教員の配置に關しては當該小學校に於て常に之に關する改良に努め又各師範學校に於ても之に關する研究實驗を遂げ時々其成績を發表せんことを望む)

第三 市町村の實情並小學校の實況を參酌して適宜補助教員並専科教員を整理すること

小學校令施行規則に依れば小學校に於ては各學級に本科正教員一人を置き土地の情況に依り二學級毎に本科正教員及准教員一人又は三學級毎に本科正教員二人を置くことを得とし特別の事情あるときは尙準教員を置き兒童の教授を補助せしむることを得せしめ六學級以

上の小學校に於ては學校長の擔任する教授を補助する爲め正教員又は准教員一人を置くことを得せしむ又唱歌、體操、裁縫、手工、農業、商業、家事及圖畫等の教科目は専科正教員をして之を教授せしむることを得るの定なり然れども市町村の實情と小學校の規模如何に應じ出來得る限り學校長をして教授を擔任せしめ學校長の擔任する教授を補助する教員を置くことを得る場合は十二學級以上の小學校に限るを原則とし一學級に二人を配置する場合を減少せしむべく又専科正教員に付ても町村の實情に依り教育費の節約を要する場合に於ては教員配置の關係を考慮し能ふ限り本科正教員をして専科に屬する教科目を教授せしむることに努むるを相當とす

以上の各項に従ひ教育費の節約を實行する場合に於ては自然學校長及教員の負擔の増加を免れざるべきを以て之に對しては其事務的負擔を軽減すると共に教授上の負擔重き場合等に於ける優遇の途を講ずるの必要あり小學校長及教員は校の内外を通じ直接兒童の教育に關聯せざる事務に執掌すること尠からず之が爲め教授訓練等教育上主要なる職務に徹底を缺くの憾あり故に爾今學校長及教員に於て自ら此の弊風を除去するに努むべきは勿論官民共に深く此の意を致さざるべからず

學校長及教員の待遇を改善する爲現行制度に改正を加ふべき點あり例へば複式編成に因る特別加俸は四箇年以上の兒童を以て編成したる學級を擔任する場合に限定せらるゝも苟も

複式編成たる以上は三箇學年以内の複式編成の場合に於ても亦特別加俸を與へ得るの途を開くが如き或は二部教授三學級二教員制等に依る學級を擔任する者又は學校長を兼務する者に對しては受持時數一週三十二時間以内の場合に於ても尙手當を給し得るの途を開くが如き是なり其他奏任待遇校長の制に付ても其員數を適宜増加する等一層教員優遇の途を講じ以て教員の素質を高め教育の効果を完うすることに努めざるべからず

(乙) 物件費

第一 小學校の新築、増築及改築等の經費を整理節約すること

現時小學校舎の施設は概ね劃一に失し經濟上より工夫を用ひたる蹟少く市町村の資力を顧みざるものなきに非ず元來小學校々舎の構造及設備は質實と利用とを旨とし各其の地方資力の程度に適應せしむることを要す

將來校舎の新築等の場合に於て努めて此方針を遵守し質實と利用とを主とし各其の地方の資力に適應せしむるは勿論其の地方に於ける適當なる建造物を利用する等の方法を講じ小學校の施設に要する經費を整理節約に努むべきなり

第二 小學校に於ける備品消耗品に要する經費を整理節約すること

小學校に於ける器具機械標本諸帳簿及薪炭等の備品消耗品に付ては努めて其の地方及學校の情況に適應せしめ冗費を省き質素を旨とし缺くべからざる必要品に限り之を購入し且つ

其利用に付ても十分意を用ひざるべからず例へば是等備品殊に消耗品の購入に付ては數校又は數町村聯合して共同購入の方法を採り以て其の價格を低廉にし又同一市町村の數校聯合して成るべく學校備品の共同使用を圖る等各種の方法を講ずべきなり

第三 學用品費節約を行ふこと

學用品には各種を通じて其品質及價格に非常なる差異あり爲に兒童は必要以上の品質又は不相當なる價格の學用品を使用し不知不識の間に父兄の負擔を過重ならしむること尠しとせず是等の學用品に付ては其必要缺くべからざるもの限りて之を使用せしむべきは勿論出來得る限り質素節約を旨とし努めて其浪費を避けざるべからず其購入に付ても共同購買の方法等を講じ成るべく價格を低廉ならしむるの途を開くを相當とす

2 東京市の小學教員俸給統一

東京市に於ては教員俸給の中、二分の一は區が負擔すること、從來なつてゐたのであるが、其のため區の富裕の如何により待遇を異にし、或は任免に就て種々の情實の發生するなど、遺憾の點が頗る多かつたが、大正十一年度より愈々其全部を市が負擔することとなり、教員の任免其他教育に關する總ての權限は市の手に移つた。本年三月

下旬發表したる處によれば、大正十一年度の教員俸給豫算は各區小學校教員諸費の内、教員給四百五十三萬九千五百六十圓にて、校長給は一人平均月俸百五十八圓、本科正教員給は一人平均月俸八十一圓、專科正教員給は一人平均月俸七十三圓、代用教員給が五十圓となつてゐる。

3 炭坑地小學校教員優遇問題

福岡縣下に於ける炭坑勞働者の數は十四萬餘人に達し、勞働者の子弟にて學齡兒童の數も亦五萬を以て數ふる程である。しかも其の三分の一は常に各地に轉々移動するがために、是等の兒童をして就學出席を遺憾なく遂げしむるためには、關係市町村の設備經營だけにては殆んど不可能である。従つて各炭坑主はこれに備ふるため私立學校を設立經營し、其數八校、其學校百廿五、教員數百卅六人、兒童數七千六百六十一人である。而して教員の平均俸給は本科正教員六十二圓、專科正教員四十五圓、代用教員卅九圓となつてゐる。しかも現行法規に於ける公私立小學校教員の待遇は甚しく差

別的なるため、優良なる教員を傭聘すること困難にて、ために炭坑地の私立學校は永久に其經營難を脱し得ざる事情にあるのであるが、斯くては國民教育普及上遺憾甚なからずと爲し、安河内福岡縣知事は九月中左記各項の改正に就いて文部大臣に對し上申書を提出した。

一 明治二十三年法律第九十號「市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法」を改正し私立小學校教員を同一に取扱はれたきこと

一 明治二十二年一月廿二日法律第一號徵兵令大正七年四月法律第廿四號附則「六週尙現役兵服務に關する規定」を改正し一年現役兵と同一に取扱はれたきこと

一 大正四年四月八日文部省令第八號「公立小學校教員疾病療治給與に關する準則」を私立小學校教員の適用せられる様改正せられたきこと

一 明治卅三年三月卅一日勅令第百卅三號市町村立小學校教員加俸令を改正し私立小學校教員として在職したる年數を加算せられたきこと

一 明治卅年八月廿一日文部省令第十四號小學校令施行規則私立學校教員休職年限を道廳及府縣知事に於て適宜延長し得るやう改められたきこと

第四 官公吏問題

一 官公吏狀態

1 官公吏の數

イ 官吏數

(大正十年十二月末日現在)
第四一統計年鑑に據る

勅任	一、〇四三	武官	三六一	宮内官	九	計	一、〇五二
奏任	二、九八五	文官	二〇、七六六	允	三三三		三三、〇九六
判任	一〇五、三四四		一九、九八三		二、二二七		一二七、五四四

(候補生)
雇計

備考 武官にては文官を専務とし若くは部外勤務者にして武官俸給を受けざるものは之を缺く
武官中陸軍にては士官候補生及下士の調査を欠く

市長(町村長)	四	町村吏	一、四二八
助役	五五	計	一、四八三
収入役	八三		三、三〇九
副収入役	二〇		二、二〇四
區長及代理	二五		一一、二八七
書記	五、三七五		五〇
雇傭及其他	一三、二六九		
合計	一八、九〇三		

ロ 警察職員數

(大正九年四月一日現在)
第四一統計年鑑に依る

警視	二二二
警部	一、六四七
警部補	二、〇〇八
警査	四四、二六五
計	四八、一四一

(大正十年十二月末日現在)
第四一統計年鑑に據る

府縣吏員	八、七四七
郡吏員	一、四二八
計	一〇、一七五
備考 有給吏員のみを掲げ、名譽職は之を省きたり	
市町村吏員數	

(大正十年十二月末日現在)
第四一統計年鑑に據る

備考 名譽職は一切之を除き、有給吏員の

ハ 府縣郡吏員數

みを抽出したり

2 俸給状態

1 官吏平均年俸

(大正十年十二月末現在)

文官 武官 宮内官

勅任	五、八三・三三	六、三五・三二	三、一三〇・〇五
奏任	三、〇三・三二	一、七三・六六	二、一四三・九八
判任	八五・五三	五八・六二	八九・四四
(候補生)	—	—	—
計	四八・三五	—	—
計	六六・八五	一、二六・二三	一、一三〇・七三

警察職員平均月俸

1 警視廳

(大正十年十二月末日現在)
(警視廳統計書に據る)

人員 平均月俸

警視	五四	一五四・一一
警部	一六五	七八・四四
警部補	四四八	六二・六七
巡查部長	七一	五九・五三
巡查	八、五九一	五〇・九七

備考 總監、主事、部長、理事官、技師、技手、
消防士、其他を除きたり

2 大阪府警察部

(大正十年十二月末日現在)
(大阪府警察統計書に據る)

人員 平均月俸

警視	二六	一四〇・二二
----	----	--------

俸給生活者問題

警部	八九	七六・四六
警部補	二〇八	五九・一八
巡查部長	四〇七	五六・一二
巡查	三、九八一	四七・四八

八 府縣郡及市町村有給吏員平均年俸

(大正十年十二月末日現在)

人員 平均年俸

府縣吏員	八、七四七	五三五・五九
郡吏員	一、四二八	四八二・五八
市吏員	一八、九〇三	八〇八・七二
町村吏員	六〇、六九三	四二九・六七

3 年齢状態

1 警視廳警部補巡查年齢別

(大正十年十二月末日現在)
(警視廳統計書)

年齢別 警部 巡查 其他の 計

廿歳—廿五歳	一	三三	二、〇〇八	二、〇三三
廿五歳—卅歳	九	一一	二、七五五	三、〇四一
卅歳—卅五歳	一七	二〇	一、八四二	二、三二九
卅五歳—四十歳	二四	二九	一、〇三七	一、三三〇
四十歳—四十五歳	三三	三六	四六五	五五五
四十五歳—五十歳	一九	二五	二五七	三三七
五十歳—五十五歳	六	二二	一四四	一四二
五十五歳—六十歳	四	三	四	三三
六十歳以上	—	五	三六	三三
計	四八	七二	八、五九一	九、七五〇

2 大阪警察部警察官年齢別

(大正十一年四月一日現在)
(大阪府警察統計書)

年齢別 警部 警部補 巡查 普通 巡查

廿歳—廿六歳	—	—	—	—	—
廿六歳—卅一歳	二	六	三	一	七
卅一歳—卅六歳	四	二〇	八	三	三三
卅六歳—四十一歳	一	五	四	六	九
四十一歳—四十六歳	七	一八	三	九	三〇
四十六歳—五十一歳	四	四	五	一	一六
五十一歳—五十六歳	二	五	四	二	一七
五十六歳—六十一歳	三	—	—	—	—
六十一歳以上	—	—	—	—	—
計	二四	八二	二〇	三六	四、〇七四

4 警察官吏家族の内職状況

1 大阪府警察部警察官吏家族の内職問題

大阪府警務課では九月、警察官家族の職業に關して申告を命じた。其の結果によれば、現在約五千の大阪府下警察官吏中家族名義で職業を營むもの約百五十餘名あり。これ等の人々の職業は千差萬別であると云ふ。

これに關する警視課長の聲明によれば、「警察官の内職として絶対不可と認むるものは、飲食店、料理業、貸座敷業、その他曖昧の商業であるが、百五十名中約半分位はどうしても面白く

ない職業者がある。此の人々達に對しては氣の毒ながら何とか考へて貰はねばならぬ。反對に獎勵してよいものは家庭の手内職、裁縫等で、此等は現在の如く待遇の十分でない以上は歡迎すべきものである。一方考究すべきものは小賣營業（薪炭商、酒小賣商等）で、これは近く可否の方針を決定する筈である。尙ほ煙草店を經營してゐるものが多いやうであるが、これは目下可否の分岐點で十分研究を要すると思ふ」とのことである。

2 茨城縣警察官吏家族内職の狀況

大正十年七月より十二月に至る間の内職従業者は百七十三名（因に同縣下警察官吏總數は七一二名）で、前期に比し二十二名の減少にも拘らず、収入金額は四千八百二十七圓五十七錢で前期よりも九十二圓八十二錢を増してゐる。一ヶ月平均収入は八十圓四十五錢、一ヶ月一人に對する平均収入は四圓六十五錢（最高十八圓二十五錢、最低一圓三十八錢）である。

内職中最も多きは、裁縫で、之に亞いで教員、紬糸、産婆、野菜栽培、籐編、生花、養鶏、鐵道従業員等がある。

5 待遇状態の變化

増俸は大正十一年に於ては殆んど之を見

ることが出来なかつた。斯くて寧ろ消極的な待遇状態の變化、即ち減俸が企てられた有様である。假令、増俸が行はるゝにしても、其の反面には淘汰があつたと云ふことを忘るゝ譯には行かぬのである。而して本年度に於て少しく世間の耳目を惹いた減俸の問題は、

廣島縣苫田郡加茂村會の吏員減俸決議（三月）

大阪府西成郡歌島村會の吏員減俸決議（三月）

愛知縣渥美郡高豐村會の吏員減俸決議（四月）

東京市吏員の俸給一割減（七月）

右の中前三者には、之に伴ふ紛擾があつた。

6 失職狀況

文官に對しては、所謂各省豫算天引二割によつて、淘汰の斧鉞が揮はるゝこととなり、殊に多數の官吏を有する鐵道省、遞信省及び内務省に於ては、多數の減首者を見るであらうと恐慌の渦を捲かせた。そして十月末には其の發表があるであらう。否な年末に行はれるであらうと取沙汰せられつ

つ、遂に本年は其の大淘汰の發表を見ず、年改まつて其の發表を見るであらうとの事で、一種不安の裡に年が暮れたのである。

武官に對しては、本年は未曾有の年であつた。從來は殆んど想像だも付かなかつた武官の大淘汰てふ事柄を、大正十一年は之を現實として我々の顔前に披瀝したのである。華盛頓會議の協定によつて生じた軍縮の波紋は先づ海軍武官を襲ひ、次いで陸軍武官にまで、其の影響を及ぼすに至つたのである。而して時代の變化は陸軍軍備縮小の建議を衆議院各派の手によつて可決するの狀勢となり、人員約五萬六千名減、經費約二千二十萬圓減、馬匹約一萬二千頭減、行政整理二百八十萬圓減と云ふ陸軍縮小案が七日卅日の閣議で決定を見る時代となつた。

府縣郡及び市町村吏員に對しては、一般財政緊縮の影響が失職者を生むこととなり、成つたのである。殊に郡制廢止の影響が直接其の大きな原因と成つてゐる。今、各都市に於ける吏員淘汰の著しいものを擧げんに、

大阪市の吏員百七十二名淘汰(四月)

熊本市の吏員十名淘汰(四月)

東京市電氣局の高級吏員三名吏員百六十六名淘汰(六、十一月)

長崎市の吏員四十名淘汰(七月)

東京市の吏員百五十九名淘汰(八月)

廣島市の吏員十九名淘汰(八月)

横須賀市の吏員八名淘汰

今、左に官公吏員の失職中、著しいものを擧げて、其の概要を叙べることにする。

1 内務省の淘汰人員數

行政整理による内務省管内の淘汰人員數は十二月十三日大要左の如く確定し、其中地方廳に屬する分は即日水野内相から各長官に夫々通牒した。

行政整理による減員數

減員總數

六一〇人

内務本省に屬する減員

四〇人

(現在は二百八十人)

内譯(高等官)

一〇〇人

本省直屬の各種事業に含まるゝ減員

一三人

内譯

警察講習所(奏任三) 四人
國立感化院(判任) 一人
衛生試驗所(判任) 六人
國立榮養研究所(判任) 二人

俸給生活者問題

地方廳に屬する減員 五七〇人

(現在は六千六百人)

内譯(一) 高等官(内理事官一九) 七五人
(二) 判任官 四九五人

右は大正十二年一月下旬決行の豫定である。

2 陸軍の將校淘汰

種々噂されてゐた陸軍の縮少案は七月一日非公式に發表されたが、超えて八月十五日には第一次の將校以下諸員の淘汰が發表せられた。其れによると、陸軍省其他各師團を通じて、將官以下三百五十餘名の將校が淘汰せられ、同時に下士卒五萬六千餘人が除隊することになつた。

尙巷間に傳へられる處によると淘汰方針は大體次の如くである。

- 一 歳首將校は今明兩年度に涉りて整理すること但し經費の關係上已むなき時は其一部を明後年度に延ばすこと
- 二 歳首將校數は約一千二百名にして本年度三四百名明年度(四月)殘部悉皆、但し第一項の如く已むなき時は二、三百名を明後年四月に延期す
- 三 歳首將校には少くとも一年以上三ヶ年分の俸給額を退職手當として支給すること、但し階級に依り取捨選擇するものとす

3 海軍の將校淘汰

海軍軍人の第一次淘汰は十二月一日發表のものをして大體終了したが、海軍省副官の談によると、士官五百人、特務士官准士官五百人、下士以下八千人に達するとのことである。

4 大阪市の吏員淘汰と増給

兼てより噂のあつた大阪市役所の淘汰は遂に斷行された。四月十日大阪市役所祕書課の發表した處によると、市役所(電鐵部を除く)及び四區役所を通じて解職者數は總計百七十二名で、其内年俸者十三名(主事十名、技師三名)、月給者七十三名(技手九名其他書記)日給者八十六名である。此内退職料を受けるものが五十四名、休職五名にて、勤続年數の最長は廿四年のものがあつた。解職者を市區全體の吏員數に比すると百分の六・一に當る。

5 東京市の吏員淘汰

然し同月廿一日には、大正八年四月從來の手當七割を本俸に繰入れてより一度も増給を行はざりしが、此處に一割乃至三割の増俸を行つた

東京市にては經費節減の結果として俸給費一割減することとなり、七月十三日市長より各關係方面に通牒を發したが、次で八月七日には市

區を通じて百五十九名（市一〇二、區五七）の吏員を淘汰し解職の辭令を交付した。尙ほ骸首者中には二十年以上の勤続者もあり、最高は一級俸二百圓を受けてゐるものがあつた。手當は三月月分乃至六ヶ月分である。

6 東京電氣局の吏員淘汰

東京市電氣局にては十一月初旬百六十六名の職員、雇員を解雇した。

二 待遇改善運動

官公吏の状態は已に述ぶるが如くである。而して失職には脅威が迫つてゐる。待遇改善運動の如きは、問題と成り得べく極めて不都合な條件に置かれてゐるものと云はねばならぬ。

今、大正十一年中に行はれた官公吏員の待遇改善運動に於て、少しく問題となつたものを擧ぐれば、

- 大阪市内警察署書記の待遇改善運動（一月）
- 衆議院速記者の待遇改善運動（三月）
- 郵便局員の年賀郵便取扱時間短縮運動（十二月）

があるが、其の外に被恩給者によつて起された運動に、

恩給制度改善期成會の運動
廢兵の恩給令改正要求
金鷄勳章年金額改正に關する請願取纏
と云ふのがあつた。

三 共濟組合

共濟組合運動が共濟組合或は互助會の名に於て俸給生活者の間にも近年勃興して來たことは第六編『福利増進施設』中に叙べた所である。既に大正九年三月には警察共濟組合が成立して警官の全國的共濟機關となり、俸給生活者間の全國的共濟組合運動の先驅をなした（本年鑑大正十年版三六四頁参照）。其後教育者の間に全國的共濟組合設立の聲が起り文部省當局もこれに刺戟せられ、從來各地方に部分的に設立せられたる教員互助組合を全國的に統一し、以て全國教員の共濟機關たらしめんとするの意があつたらしいが、未だ實現せられるまでには至らず、僅に山梨、埼玉等の一二縣に於て

見よ。又内務省土木局に於ても全國的共濟組合設立の企があつたが、未だ實現を見ずして越年した。だがこれは明年度あたりに實現せられるであらう。

俸給生活者の共濟組合が如何なる成績を擧げつゝあるかを見るために、警察共濟組合の第二年度、即ち大正十年年度の成績を一瞥して見よう。

大正十年年度警察共濟組合事業大要

一 組合員の異動及現在 組合員は大正十年四月一日に於て五萬二百四拾貳人（同年三月末繰越人員）なりしが、同年度内に於ける新加入者は、九千七百八人、脱退者は六千五百七拾七人にして、年度末現在は五萬三千三百七十三人となつた。而して此の現在人員を九年度末の人員に比較すれば三千百三十一人を増加し其の割合五分八厘にして、本組合實施當初の四萬九千五百二十九人に比すると、三千八百四十四人を増加し、其の割合七分二厘である。更に同組合事業計畫當時の人員四萬七千二百五十人に對比すれば其の増加實に六千二百二十三人の多數に上り此の割合一割の九厘となつた。

二 組合員の種別異動 大正十年年度内に於ける組合員の異動及び現在を種別に區分して示すと次の如くである。

事項 大正十年三月末現在(繰越) 大正十一年三月末現在

種類別	加入		異動		計
	人員	金額	人員	金額	
警部補	二、〇八六	一、八二七	五	六	一、八二七
巡査	四、五五五	四、八八五	六	六	四、八八五
消防手	一、六六一	二、八五	一	一	一、六六一
計	五〇、二四三	九、七〇八	六	六	五〇、三三三

三 救済成績 其救済成績を見ると、救済總人員二萬七百五十五人、救済金總額五十一萬二千九百九十八圓六十二錢にして、一府縣にこれを平均すると給與人員は三百三十六・七二人となり、給與金總額八千五百五十二圓七十

種類	醫療金		死亡給與金		癩疾給與金		罹災給與金		脱退給與金		計
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
警部補	一、五八八	二四、一七〇・四三	三三	一〇、二七〇・七五	一	一、五三三・七〇	五六	二、〇八四・六七	二、三五三	三七、九二三・七五	
巡査	二、二三三	二、三三〇・九八	二、八三三	一、五八六・三二	二九	六〇、三四五・〇〇	二八	一〇、三八六・九〇	三、〇八五	一三、〇八四・六一	
消防手	三、三六六	八、九八〇・二七	二三四	五、二二三・六八	七	三、七八〇・〇〇	一九	一、三三〇・六三	二二八	四、〇八七・七〇	
計	三、三三七	二四、二〇八・六八	三、二〇〇	一、七五、一七・五五	三六	六四、〇七三・〇〇	二五三	一三、三三三・三三	三、七九	一四、五八・八八	

四 總收入 大正十年度に於ける總收入額を示すと、組合員掛金總額が五十九萬七千十一圓三十六錢、政府給與金が五十九萬六千一百四十四錢、利子一萬三千七百七十圓六十三錢で合計百二十萬一千三百九十三圓四十三錢である。これを一人當りにして示すと、掛金は一人平均十一圓十九錢、給與金は十一圓七錢である。

増進施設』中の「共済組合」の項下を見んと

數ふるならば、

陸軍省の人事局の退職將校職業紹介(九月)

海軍省の豫後備海軍々人就職仲介に關する省令(九月)

陸海軍下士の判任文官任用(十月)

文武官退職手當及賜金に關する勅令及省令(十一月)

文武官恩給扶助料増額案(十一月)

四 施設及對策

行政整理の跡始末として、文武官の失職に對する當面の對策が當然必要である。斯くて大正十一年度の官公吏問題對策として、陸海軍人及び文官の退職に對する施設及び對策に終始したのである。今、夫等を

尙ほ遞信省、印刷局、鐵道省、專賣局等にある共済組合については、第六編『福利

陸軍衛生部下士の優遇案決定(三月)

第四師團の獨身將校宿舍設備(六月)

各官廳の暑中休暇廢止

がある。今、左に右の中、著しきものを選んで、其の概要を摘記しよう。

1 海軍省の退職軍人職業紹介

軍縮による淘汰將校の職業紹介のために曩に人事相談所を設置した海軍省當局は更に廣く下士官にもこれを及すべく調査中であつたが、九月卅日省令を以て豫後備海軍々人就職仲介に關する手續を左の如く發表した。

第一條 豫後備役海軍々人ノ就職仲介ニ關スル事務ハ士官ニアリテハ海軍省人事局、特務士官以下ニアリテハ在籍鎮守府ノ海軍人事務部ニ於テ之ヲ司ル

第二條 海軍省人事局長及鎮守府人事部長ハ公益職業紹介所、各官衙、學校、會社其他各種團體ト聯絡ヲ保持シ、職業ノ需要供給ニ關スル状態ヲ調査シ、必要ニ應ジ豫後備役海軍々人ノ就職ニツキ其仲介ヲナスモノトス

第三條 豫後備役海軍々人ニ於テ就職ヲ希望スルモノハ別紙ニ現役中ノ履歷ノ一通ヲ添ヘ士官ニアリテハ海軍省人事局長ニ、特務士官以下ニアリテハ各其在籍鎮守府ノ海軍

人事部長ニ申請スルコトヲ得

第四條 豫後備役海軍々人ニシテ前條ニヨリ申請ヲ本手續ニヨラスシテ就職シタル時、又ハ本手續ニヨリテ就職シタル後離職シタル場合ニハ其旨士官ニアリテハ海軍省人事局長ニ、特務士官以下ニアリテハ在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ通牒スルモノトス

第五條 前諸條ノ規定ハ準士官以上ニアリテハ離現役前ノ待命者ニ、下士官兵ニアリテハ離現役前ノ入團中及ヒ歸休中ノモノニ對シ之ヲ準用ス

第六條 海軍省人事局長及海軍人事部長ハ隨時職業ノ需要供給及ヒ就職ヲ容易ナラシムヘキ手段等ニ關スル情報並ニ所見ヲ關係アル各部ニ通報シ相互ノ聯絡ヲ圖ルモノトス

2 陸海軍准士官及下士官の判任文官任用

十月十二日勅令四百卅一、二號を以て陸海軍准士官及下士官の判任文官任用の件が公布せられた。其れによると准士官にして現役を退きたるもの、及び陸軍下士として在職中事務に従事し又は事務取扱適任の證明書を付與せられ現役を退きたる者(海軍特修兵たる下士官にして歸休中のもの又は現役を退きたる者)は普通試験委員の銓衡を経て各官廳の判任文官に特に之を任用す

ることを得と云ふのである。

3 文武官退職手當及賜金

軍備縮小及び一般行政整理に伴ふ退職手當に關する勅令及省令は十一月三日の官報を以て公布即日施行されることとなつたが、其全文を掲げると次の如くである。

今回の軍備の制限若は整理又は行政整理に際し職を離れしめられたる者の特別賜金等に關する件

勅令第四百七十九號

第一條 今回ノ軍備ノ制限又ハ整理ニ際シ現役ヲ退カシメラルル陸海軍武官憲兵上等兵陸軍樂手補又ハ海軍志願兵ニハ特別ノ賜金ヲ支給スルコトヲ得志願ニ依リ現役者ト同一ノ職務ニ従事スル豫備役後備役ニ在ル陸軍武官又ハ憲兵上等兵ニシテ退職セシメラルル者ニ付亦同シ

第二條 文官若ハ官吏ノ待遇ヲ受クル者又ハ憲兵補ニシテ今回ノ行政整理又ハ軍備ノ制限若ハ整理ニ際シ退官退職シ又ハ休職ヲ命セララル者ニハ特別ノ賜金ヲ支給スルコトヲ得囑託員ハ雇員傭人又ハ職工(大正十一年勅令第四百二十八號ノ適用ヲ受クル職工ヲ除ク)ニシテ今回ノ行政整理又ハ軍備ノ制限又ハ整理ニ際シ退職又ハ解備セララル者ニハ特別ノ手當ヲ支給スルコトヲ得

第三條 前二條ニ規定スル特別ノ賜金又ハ手當

ノ金額其支給ノ範圍及時期其ノ他支給ニ關スル事項ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

特別ノ賜金又ハ手當ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ國債ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第四條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ千島國在勤者ニシテ第二條ニ該當スル者ノ歸郷旅費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ内國旅費規則第二十一條ノ規定ニ對シ特別ヲ設クルコトヲ得

第五條 今回ノ軍備ノ制限若ハ整理又ハ行政整理ニ際シ死亡シタル者ニ付テハ本令ニ準シ特別ノ賜金又ハ手當ヲ支給スルコトヲ得

大藏省令第五十六號

大正十一年勅令第四百七十九號ニ依リ特別ノ賜金又ハ手當ヲ國債ヲ以テ交付スル場合ニ於ケル交付價格ニ關スル件左ノ通定ム

大正十一年十一月三日

大正十一年勅令第四百七十九號ニ依リ特別ノ賜金又ハ手當ヲ國債ヲ以テ交付スル場合ニ於テハ其ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ隨時之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右に對し當局の説明する所によれば

第一 今回ノ軍備ノ制限若くは整理又は行政整理に因り多數ノ文武官以下囑託員、雇員、傭人等が其ノ職を離ればならぬに至つたのは誠に同情に堪へぬ次第である依て政府は是等の者に對しては特別ノ賜金又は特別ノ手當を支

給することを相當と認め其ノ勤績年數の多少及轉職ノ難易等を考慮して軍人及文官に對しては特別賜金を、囑託員、雇員、傭人、職工に對しては特別手當を特別に支給することとし勅令ノ發布を奏請した次第である之と同時に同勅令第三條第二項に於ては特別賜金及特別手當は成るべく其ノ消費を避けしむる目的を以て大藏大臣ノ定むる所に從ひ國債を以て之を交付することと定められたのである。此の勅令ノ規定に基きて別紙の大藏省令を發布したのである。

第二 同勅令に依り特別賜金又は特別手當の支給を受け得るものは左の三種に之を分つこと

イ 陸海軍武官、憲兵、上等兵、陸軍樂手補及海軍志願兵

ロ 文官、待遇官吏及憲兵補

ハ 囑託員、雇員、傭人及職工（大正十一年勅令第四百二十八號の適用を受くる職工を除く）

第三 特別ノ賜金又は手當ノ金額其ノ支給ノ範圍及時期其ノ他支給に關する事項に付ては詳細ノ規定を要するを以て同勅令第三條第一項に於ては勅令を以て直接之を規定せず所管大臣と大藏大臣との協議に委ねらるることに定められてゐる但し是等ノ内容に就ては既に行政整理準備委員會の審議を経關係各廳協議の上大體左の通り内規を定むる見込である。尙一言すべきは本勅令の定むる給與金は恩給退官賜金其ノ他法律勅令に依り職を離るる際

支給する給與金額外に原則として之を支給するの趣旨である。

退職特別賜金及特別手當要綱

(一) 陸海軍軍人退職特別賜金

(1) 現役ヲ退カシメラルル准士官以上ノ分

左ノ二種ノ金額ノ合計額以内トス

(イ) 勤績賜金 其ノ勤績年數ニ對シ在職一年毎ニ現役ヲ退カシメラルル當時ノ俸給月給十分ノ五ニ相當スル金額ヲ乘シタル額

(ロ) 轉職賜金 其ノ官階ノ區分ニ依ル左記金額但シ現役ヲ退カシメラルル日ニ現役年限年數ニ達スル日迄ニ受クヘカリシ俸給額ヲ超エルコトヲ得ス

官階	俸給
大將	八月分
中將同相當官同	八月分
少將同相當官同	九月分
大佐同相當官同	十三月分
中佐同相當官同	十六月分
少佐同相當官同	十九月分
大尉同相當官同	二十一月分
中尉同相當官同	二十四月分
少尉同相當官同	二十四月分
特務大尉同	十二月分
特務中尉同	十二月分
特務少尉同	十二月分
准士官同	十二月分
(2) 現役ヲ退カシメラルル陸海軍下士官憲兵上等兵陸軍樂手補海軍志願兵ノ分	

左ノ二種ノ金額ノ合計額以内トス

(イ) 勤續賜金

其ノ勤續年數ニ對シ在職一年毎ニ現役ヲ退カシメラルル當時ノ給月額十分ノ五ニ相當スル金額ヲ乘シタル額

(ロ) 轉職賜金

勤續賜金ト同一ノ額但シ其ノ金額ハ最低チ六月分トシ最高チ十二月分トス又其ノ金額ハ現役ヲ退カシメラレタル日ヨリ現役定限年齡ニ至ル日迄ニ受クベカリシ給料額ヲ超ユルコトヲ得ズ

(3) 志願ニ依リ現役ニ在ル者ト同一ノ職務ニ從事スル豫備役後備役ニ在ル陸軍武官及憲兵上等兵ニハ其ノ再就職ノ年數ニ對シ文官ノ例ニ準シテ計算シタル退職特別賜金ヲ支給ス

(二) 文官及待遇官吏退職特別賜金

(1) 文官及待遇官吏(終身官准終身官ヲ除ク)ノ分

左ノ二種ノ金額ノ合計額以内トス

(イ) 勤續賜金

其勤續年數ニ對シ在職一年毎ニ退官退職當時ノ俸給月額十分ノ五ニ相當スル金額ヲ乘シタル額

(ロ) 轉職賜金

勤續賜金ト同一ノ金額但シ其ノ金額ハ俸給四月分ヲ下ラズ又八月分ヲ超エズ

退職ヲ命ゼラルル憲兵補ニ支給スル特別賜金ハ文官及待遇官吏ノ例ニ依ル

(2) 終身官及准終身官ノ分

所管大臣大藏大臣ト協議シテ別ニ之ヲ定ム

(三) 囑託員、雇員及傭人特別手當

(1) 囑託員及雇員ノ分

左ノ二種ノ金額ノ合計額以内トス

(イ) 勤續手當

其ノ勤續年數ニ對シ在勤一年毎ニ解職當時ノ俸給月額十分ノ四ニ相當スル金額ヲ乘シタル額

(ロ) 轉業手當

勤續手當ト同一ノ金額但シ其ノ金額ハ俸給三月分ヲ下ラズ又六月分ヲ超エズ

(2) 傭人ノ分

左ノ二種ノ金額ノ合計額以内トス

(イ) 勤續手當

其ノ勤續年數ニ對シ在職一年毎ニ解職當時ノ給料月額十分ノ三ニ相當スル金額ヲ乘シタル額

(ロ) 轉業手當

勤續手當ト同一ノ金額但シ其ノ金額ハ給料二月分ヲ下ラズ又四月分ヲ超エズ

(四) 職工(大正十一年勅令第四百二十八號ノ適用ヲ受クル職工ヲ除ク)特別手當

左ノ二種ノ金額ノ合計額以内トス

(イ) 勤續手當

其ノ勤續年數ニ對シ解職當時ノ給料月額十分ノ四ニ相當スル金額ヲ乘シタル額

(ロ) 轉業手當

勤續手當ト同一ノ金額但シ其ノ金額ハ給料二月半分ヲ下ラズ又五月分ヲ超エズ

定限年齡以上ニ達シタル者ニハ轉業手當ハ之ヲ支給セズ

(五) 自己ノ便宜又ハ懲戒スベキ行爲ニ基因シ職ヲ離レル者等ニハ退職特別賜金又ハ特別手當ヲ支給セズ

(六) 勤續年數ノ計算ニ付テハ適當ナル通算規定ヲ設ケタリ

(七) 整理ノ時期

一 海軍ノ軍人、文官、囑託員、雇員、傭人ニ在リテハ大正十一年八月五日以後陸軍ノ軍人、文官、囑託員、雇員、傭人ニ在リテハ同年八月十五日以後職ヲ離レシメラレタル者ニ特別賜金又ハ特別手當ヲ支給ス

二 文官、待遇官吏、囑託員、雇員、傭人又ハ職工(陸海軍ニ屬スル者ヲ除ク)ニ在リテハ大正十一年十月十五日以後其ノ職ヲ離レシメラレタル者ニ特別賜金又ハ特別手當ヲ支給ス

(八) 從來ノ内規慣例ニ依リ右ノ一般準則ニ依リ難キモノニ付テハ從來ノ例ヲ參酌シ本内規ニ多少ノ例外ヲ設ケルコトアルベシ

(九) 退職特別賜金又ハ特別手當ノ支給方法
退職特別賜金又ハ特別手當ハ前述ノ如ク之ヲ國債證券ヲ以テ支給スルコトヲ得ルコトニ定メラレテキル而シテ大藏省ニ於テハ離職ノ際差當リ必要トスル金額(約四月分)以外ハ國債ヲ以テ之ヲ交付スルコトトシ又其ノ現金ノ代リトシテ交付スル場合ニ於テハ國債ノ價格ハ大藏省令ノ規定スルガ如ク時價ヲ參酌シテ隨時之ヲ定メ受給者ノ損失ト爲ラザル様ニスル

様ニスル方針テアル

4 恩給扶助料増額案

政府は明年度豫算を作成するに當り大藏省所管の新規要求費目として、恩給法改正に伴ふ經費の増額三百六十四萬圓を計上したが、右は、

- 一 陸海軍人癱疾者に對する増加恩給額百四十萬圓
- 一 陸海軍人及文官の遺族扶助料の増額百九十萬圓
- 一 明治四十三年年官吏増俸給前に退職したる受恩給者に對する増額六十萬圓

等であつて、陸海軍人癱疾者即ち癱兵に對する増加額は十年度豫算に於て百八十九萬圓を増額せられたのであるが時代の趨勢は此等癱兵に對する待遇を層一層改善するの必要を認めるに至つたので、財政緊縮の折柄でもあるに拘らず特に右の如く増額案を樹てたのである。従つて以前に比すれば約三倍の増額支給を見ることになつた。

次に陸海軍人及び文官の遺族扶助料は從來死亡者の存命當時在官最後の俸給月額額の四分の一の恩給を受け、死亡したる場合には其遺族は其恩給の三分の一、即ち在官當

時の俸給月額額の十二分の一の遺族扶助料を受けてゐたものを、明年度より其恩給の二分の一、即ち在官當時の俸給月額額の八分の一を受けることとなつた。また明治四十三年には一般官吏は一律に二割五分増俸せられたのであるが、増俸前の退職者に對しては退職最後の俸給月額によつて恩給を支給され、増俸後の者より夫れだけ不利の立場にあつたので、爾來八九年に亘つて政府に對して恩給増額運動を續けて來たものを今度愈々實現されることになつたのである。

5 郡制廢止に因る郡吏員退職

救濟策

多年の懸案であつた郡制廢止も愈々來春三月に迫つたので、これに基き退職となる可き郡吏員の救濟は極めて重大なる事柄であるとして政府はこれが對策を攻究中であつたが、十一月三十日勅令五百二號を以て退職吏員の救濟對策を發表された。全文を掲げると次の如くである。

第一條 郡ノ有給吏員ニシテ郡制廢止ノ爲失職シタルモノハ郡ノ退隱料又ハ退職給與金ノ支

給ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ郡制廢止ノ直前ニ於テ廢職又ハ事務ノ都合ニ依リ退職シタル者ト看做ス

第二條 退隱料又ハ遺族扶助料ノ支給ニ關スル郡ノ義務ヲ承繼シタル公共團體ハ退隱料又ハ遺族扶助料ノ支給ヲ受クル者死亡シ又ハ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ遺族其ノ他ノ者ニ對シ從前ノ郡ノ規定ニ依リ遺族扶助料ヲ支給スルノ義務ヲ負フ

第三條 退隱料若ハ遺族扶助料ノ支給ニ關スル郡ノ義務ヲ承繼シ又ハ前條ノ規定ニ依リ遺族扶助料支給ノ義務ヲ負擔シタル公共團體ハ其ノ退隱料又ハ遺族扶助料及其ノ支給方法ヲ變更スルコトヲ得變更ノ手續ニ付テハ其ノ公共團體ノ吏員ニ對スル退隱料又ハ遺族扶助料ノ支給ノ規定ノ變更ノ例ニ依ル

第四條 郡ノ有給吏員ニシテ郡制廢止ノ爲失職シタルモノヲ引續キ他ノ公共團體ノ有給吏員ニ任用シタルトキハ從前屬シタル郡ノ退隱料又ハ退職給與金ノ支給ニ關スル在職期間ハ新ニ屬シタル公共團體ノ退隱料又ハ退職給與金ノ支給ニ關スル在職期間ニ通算ス但シ新ニ屬シタル公共團體ニ於テ本令施行ノ際退隱料又ハ退職給與金ノ支給ニ關スル規定ノ設ケナキトキハ此ノ限りニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ退隱料又ハ退職給與金ノ支給ニ關スル在職期間ヲ通算スル場合ニ於テハ第一條ノ規定ハ之ヲ適用セス
前二項ノ規定ハ郡ノ有給吏員ニシテ郡制廢止ノ爲失職シタルモノヲ引續キ他ノ公共團體ニ

リ俸給ヲ支給スル職員ニ任用シ郡ヨリ俸給ヲ支給シタル職員ニシテ郡制廢止ノ爲解職セラレタルモノヲ引續キ他ノ公共團體ノ有給吏員ニ任用シ又ハ郡ヨリ俸給ヲ支給シタル職員ヲ郡制廢止ノ爲他ノ公共團體ヨリ俸給ヲ支給スル職員ニ任用シタル場合ニ於テ其ノ者ノ退隱料又ハ退職給與金ノ支給ニ關スル在職期間ニ付之ヲ準用ス

第五條 大正十年法律第六十三號第二條又ハ本令第二條ノ規定ニ依リ公共團體ニ於テ承繼シ又ハ負擔シタル退隱料、退職給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ關スル異議、訴訟ニ付テハ當該公共團體ノ吏員ニ對スル退隱料、退職給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ關スル異議、訴訟及訴訟ノ例ニ依ル

第六條 郡制第八十一條又ハ第八十二條ノ規定ニ依ル給與ニ關スル異議、訴訟及訴訟ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ其ノ給與ニ關シ異議アル者ハ之ヲ府縣知事ニ申立ツヘク郡制廢止前郡長ニ申立テタル異議ハ之ヲ府縣知事ニ申立テタル異議ト看做ス

第七條 郡制第八十七條ノ規定ニ依ル過料ニ關シ郡長ノ爲シタル處分ニ關スル訴訟及訴訟ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第八條 郡制第九十三條ノ規定ニ依ル使用料、手数料ノ徵收又ハ郡費ノ分賦ニ關スル異議、

訴訟及訴訟ニ付テハ第六條ノ規定ヲ準用ス

第九條 郡制第九十四條ノ規定ニ依ル滯納處分ニ關スル訴訟及訴訟ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ町村吏員ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スヘク郡制廢止前郡參事會ニ提起シタル訴願ハ之ヲ府縣參事會ニ提起シタル訴願ト看做ス

第十條 郡出納吏及郡吏員ノ身元保證及賠償責任ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ル但シ郡長ノ權限ニ屬スル事項ハ府縣知事、郡參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ府縣參事會之ヲ行フ

前項但書ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル郡出納吏ハ其ノ處分ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ十四日內ニ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

賠償金ノ滯納處分ニ關スル訴訟及訴訟ニ付テハ前條ノ例ニ依ル

第十一條 郡制廢止ニ伴フ經過事務ハ郡長之ヲ處理ス

第十二條 前各條ノ規定ハ郡組合ニ關シ之ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十年法律第六十三號第一條施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法附則但書ノ規定ニ依リ別ニ同條ノ施行期日ヲ定メタル府縣ニ付テハ其ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正十年四月十五日公布法律第六十三號

郡制廢止ニ關スル件抄錄

第一條 郡制ハ之ヲ廢止ス

第二條 郡制廢止ノ爲郡又ハ郡組合ニ屬スル營造物及事業ノ處分並權利義務ノ歸屬ニ付必要ナル事項ハ關係府縣、郡、郡組合、町村、市町村組合及町村組合ノ意見ヲ徵シ主務大臣之ヲ定ム

本法ニ依リ郡又ハ郡組合消滅スル場合ニ於テハ郡又ハ郡組合ヲ當事者トスル訴訟ノ手續ハ訴訟ノ目的タル權利義務ノ歸屬者又ハ相手方力之ヲ受繼グ迄中斷ス

前二項ノ外郡制廢止ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第一條施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第二條ノ處分及歸屬ニ關スル手續終了シタル府縣ニ付テハ内務大臣ハ其ノ施行ノ期日前別ニ施行ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

明治三十二年三月十六日公布法律第六十五號郡制抄錄

第八十一條 郡會議員名譽職參事會其ノ他名譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

費用辨償額及其ノ支給方法ハ郡會ヘ議決ヲ經府縣知事ノ許可ヲ得テ郡長之ヲ定ム若シ之ヲ許可スヘカラスト認ムルトキハ府縣知事之ヲ定ム

第八十二條 有給郡吏員ノ退隱料退職給與金遺族扶助料及其ノ支給方法ハ郡會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ郡長之ヲ定ム若シ之ヲ許可スヘカラスト認ムルトキハ内務大臣之ヲ定ム

第八十七條 此ノ法律中別ニ規定アルモノ

ヲ除ク外使用料手數料ニ關スル細則ハ郡會ノ議決ヲ經府縣知事ノ許可ヲ得テ郡長之ヲ定ム其ノ細則ニハ過料二圓以下ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

過料ニ處シ及之ヲ徵收スルハ郡長之ヲ其ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ關シテハ府縣知事郡長ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十三條 使用料手數料ノ徵收ニ關シ告知ヲ受ケタル者其ノ告知ニ違法若ハ錯誤アリト認ムルトキハ告知書ノ交付後三箇月以内ニ郡長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

郡費ノ分賦ニ關シ町村ニ於テ其ノ分賦ニ違法若ハ錯誤アリト認ムルトキハ其ノ告知ヲ受ケタル時ヨリ三箇月以内ニ郡長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ異議ハ之ヲ郡參事會ノ決定ニ付スベシ其ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九十四條 使用料手數料過料其ノ他郡ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スベシ

俸給生活者問題

本條ニ記載スル徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ追徵還付及時効ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

本條第一項ノ場合ニ於テハ町村吏員ノ處分ニ不服アル者ハ郡參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ郡長ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ關シテハ府縣知事郡長町村吏員ヨリモ亦訴願及訴訟ヲ提起スルコトヲ得

本條第一項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ルマテ執行ヲ停止ス
明治三十二年三月十六日公布法律第六十四號府縣制抄錄
第九十四條第二項

費用辨償額及其ノ支給方法ハ府縣ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
第九十五條 有給府縣吏員ノ退職料退職給與金死亡給與金遺族扶助料及其ノ支給方法ハ前條第二項ノ例ニ依リテ之ヲ定ム

第九十六條 退職料退職給與金死亡給與金扶助料及費用辨償ノ給與ニ關シ異議アルトキハ之ヲ府縣知事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ハ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スベシ其ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

6 各官廳の暑中休暇廢止

官廳の暑中休暇は七月十一日から九月十日までの間に於て事務閑散の場合に、二週間乃至三週間與へられてゐたのであるが、加藤内閣はこれを廢止すべく種々詮議中であつたが、また其間種々の是非の論も自づと起りはしたが、六月卅日の閣議に於て愈々決定し、七月四日閣令を以て次の如く公布され即日實施せられた。

閣令

一 官廳ノ執務時間ハ休日及休暇日ヲ除キ午前九時ヨリ午後四時マテトシ、土曜日ハ午後三時マテトス。但シ七月十一日ヨリ九月十日マテハ午前八時ヨリ午後三時マテトシ、土曜日ハ正午十二時マテトス

一 土地ノ狀況ニ依リ、又ハ事務ノ性質上必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ内閣總理大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ執務時間ノ變更互換又ハ延長ヲナスコトヲ得

一 事務ノ狀況ニヨリ必要ナル時ハ執務時間外ト雖モ執務スヘキモノトス

一 本屬長官ハ所屬職員ニ對シ事務ノ繁閑ヲ計リ一年ヲ通シ廿日以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得、現行ニ從事スルモノ、執務時間及ヒ休暇ニ付イテハ主務大臣別ニコレヲ定ムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリコレヲ施行ス、明治廿五年閣令第六號ハコレヲ廢止ス、明治九年太政官達第廿七號中但書ヲ削ル